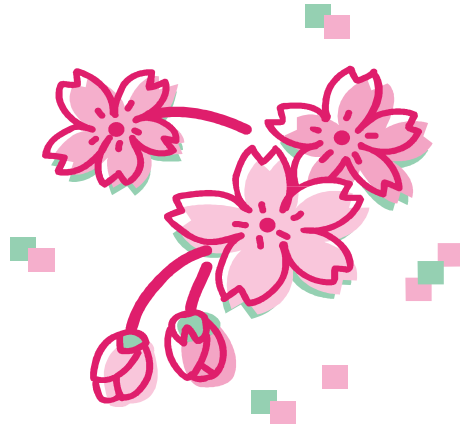


仙北市地域福祉計画

あなたも わたしも
安心して暮らせるまちづくり



平成21年度～平成25年度

仙 北 市

はじめに

仙北市では、総合計画の基本理念の一つに「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を掲げ、市民と地域、そして行政が一体となって、障がいのある人もない人も、そしてお年寄りや社会的にハンディのある人も、共に生き生きと暮らせる環境づくりの実現をめざしています。

しかし、少子高齢化や核家族化にともない、人々のライフスタイルにも大きな変化が現れ、また人々の価値観や考え方が多様化し、家庭や地域における人と人とのつながりが希薄化し、地域で生活していくことに不安を感じている方も少なくありません。

このような背景から、今後ますます福祉のニーズは増大していくと予想され、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、すべての人が互いに認め合い、尊重し合う共生社会の実現を目指し、仙北市地域福祉計画を策定いたしました。

この地域福祉計画は、住民主体の地域福祉を推進し、互いに支え合う地域社会の実現を目標にしてしています。市民をはじめボランティアや各種団体、社会福祉事業者、行政などすべての人々がそれぞれ協働し、福祉コミュニティを創りあげていく必要があり、そのため地域福祉の推進に対し社会全体で取り組んでまいります。

また、本計画では、平成19年3月に策定されている「仙北市障害者計画・障害福祉計画」と「仙北市高齢者福祉計画」及び「けんこう仙北21計画」を内包し、その他の地域の生活課題に対応するなど、総合化を図り連携してまいります。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、策定委員会のみなさまには多大なご尽力を賜り、また仙北市社会福祉協議会で地域の課題と解決について話し合いを行っている地域サポート委員会には、貴重なご意見をいただき、心から厚くお礼を申し上げます。

平成21年3月

仙北市長 石黒直次

目 次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	頁
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の目的.....	1
3. 計画の位置づけ.....	2
(1) 計画の位置づけ	
(2) 他の個別計画との関係	
4. 計画の期間	3
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	
1. 人口構造等.....	4
(1) 仙北市の人口の推移	4
人口の推移	
年齢別人口	
(2) 仙北市の世帯構造の状況.....	7
世帯数の推移	
(3) 出生の動向	8
出生数の推移	
2. 要支援者等の状況.....	9
(1) 障害者福祉.....	9
身体障がい者	
精神障がい者	
知的障がい者	
(2) 児童福祉.....	11
就学前児童の状況	
保育実施状況	
子育て支援センター利用状況	
(3) 高齢者の動向.....	13
65歳以上の人口	
年齢別高齢者の状況	
65歳以上の一人暮らしと高齢者のみの世帯状況	

(4)生活保護.....	15 頁
生活保護の状況	
被保護世帯類型別保護人員数	
労働力類型別世帯状況	
(5)介護保険制度.....	17
要介護認定者の状況	
給付の状況	
3. 地域福祉を支える関連機関	20
(1)社会福祉協議会.....	20
(2)民生委員・児童委員	20
(3)保育園.....	20
(4)子育て支援センター	20
(5)児童館	20
(6)障害福祉サービス事業所	20
(7)相談支援事業所	20
(8)包括支援センター	21
(9)高齢者施設等.....	21
(10)居宅介護サービス	21
(11)施設サービス.....	22
(12)地域密着型サービス.....	22
(13)介護予防サービス.....	22
4. 福祉施策の状況.....	24
(1)障がい者支援.....	24
(2)子育て支援.....	25
(3)高齢者支援.....	25
(4)低所得者支援.....	26
(5)健康づくり	26
5. 地域福祉計画の推進にあたっての課題	27
(1)地域福祉計画では.....	27
(2)地域サポート委員会での地域福祉の課題	27

(3) 専門職アンケート集計.....	29 頁
(4) アンケート結果から.....	31
(5) 仙北市の共通課題.....	32

第3章 地域福祉計画推進の考え方

1. 基本理念.....	33
2. 計画推進の視点.....	34
3. 基本目標.....	35

第4章 施策の展開

1. 施策の体系.....	36
基本目標1. 人と人が支え合い安心して暮らせるまち.....	37
(1) 地域福祉活動.....	37
(2) 福祉教育.....	38
(3) 地域福祉を支える団体との協働.....	39
基本目標2. 安心して暮らせる福祉サービスの充実	44
(1) 情報提供.....	44
(2) 相談体制.....	45
(3) 福祉サービス	46
基本目標3. 地域福祉にふさわしい環境づくり	47
(1) 生活環境の整備.....	47
2. 計画の推進体制.....	51
(1) 計画推進体制の整備.....	51
(2) 社会福祉協議会との連携	51
(3) 各機関等との連携	51
(4) 人材の育成	51

資料 地域福祉を支える関連機関一覧.....	52
------------------------	----

仙北市地域福祉計画策定委員名簿	67
-----------------------	----

第1章

地域福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

私たちを取りまく社会環境は、社会経済の変化や少子高齢化の急速な進行により、社会構造も多様化する中、かつての家庭や地域の相互扶助機能が低下することによる地域住民の社会的つながりが希薄になってきています。また、長びく経済不況で市民の福祉に対するニーズが増大、多様化し支援を必要としている人々は厳しい状況にあります。

このような状況の中、国では社会変化に応じた柔軟な制度の見直しが不可欠であることから「社会福祉基礎構造改革」が行われ、社会保障に関する制度改正、介護保険制度の創設がされています。社会福祉事業法は一部改正され、新たに社会福祉法となっています。

社会福祉の理念を、「個人が人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送れるよう自立を支援すること。」とし、利用者自らの選択で福祉サービスを利用する制度に変わってきています。そのため、市町村地域福祉計画の策定は、今後の地域づくりや福祉の向上を図る上で重要な計画と、位置づけられています。

本計画は「あなたもわたしも安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、障がいのある人もない人も、また年齢にかかわらず、すべての人が自由に社会参加できるよう、ノーマライゼーションの一層の定着を図りながら、地域における新たな協働の仕組みを支援していくことを目指します。

2. 計画の目的

住み慣れた地域で、障がいのある人もない人も、また年齢にかかわらず、家族や地域の中でその人らしい自立した生活を送るには、市民が自ら地域づくりに参加できる地域社会の形成が求められています。

この仙北市地域福祉計画は、これからの新しい地域福祉のあり方を明らかにし、地域福祉関連施策の仕組みづくりと推進を通して、市民一人ひとりが積極的な参加と、企業・団体・行政などの地域社会を構成するすべてにおいて、それぞれの特性を活かし共に協働し、生き生きと安心して暮らせる福祉コミュニティを実現することを目的として策定するものです。

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

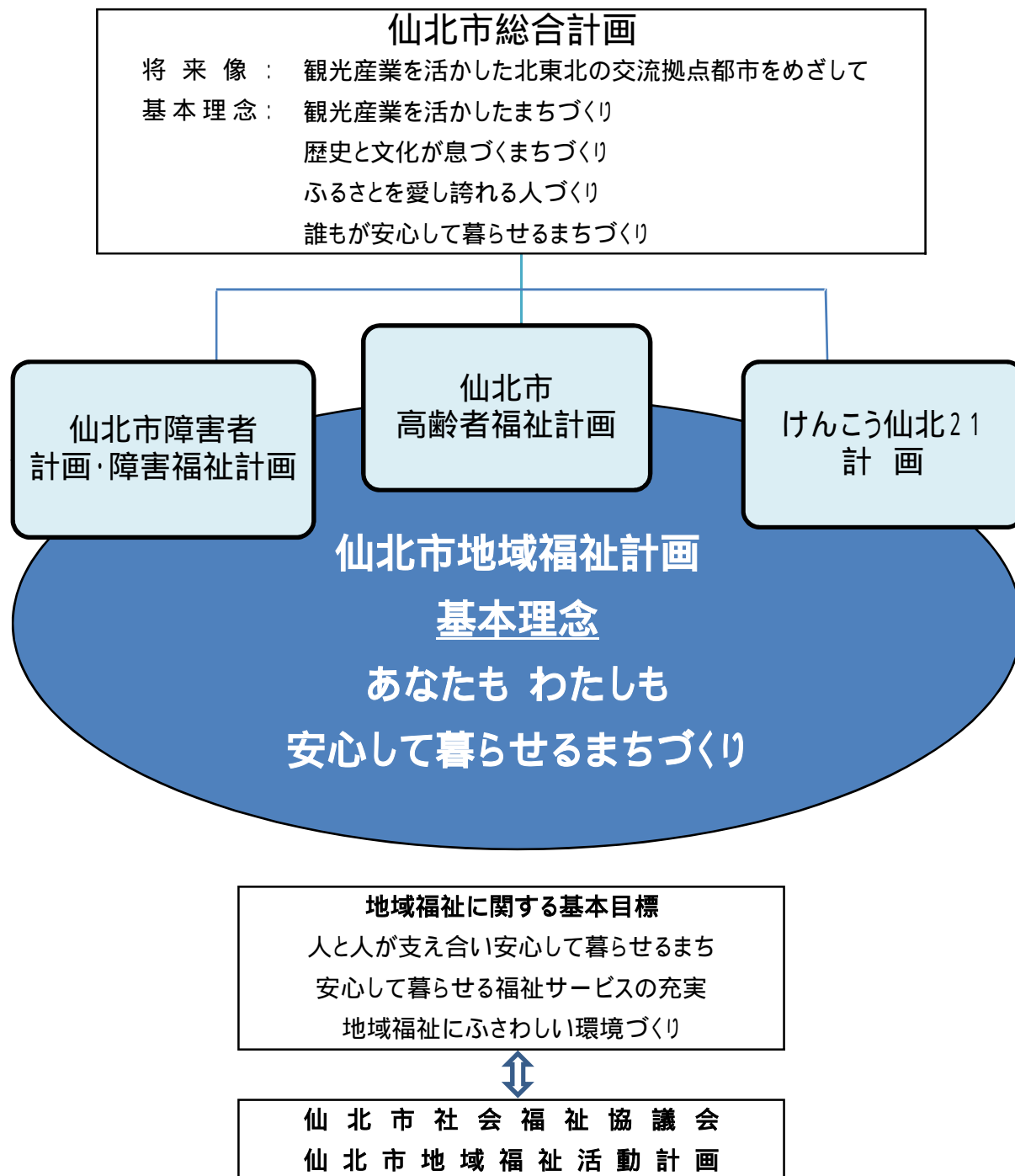
福祉コミュニティ

地域福祉で援護を必要とする人やその家族が、住み慣れた地域で通常の生活を続けることができるように、地域住民が自発的に援助を行う相互に結びあった地域社会。

3.計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

社会福祉法第107条(平成15年4月1日施行)に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられています。



仙北市総合計画の理念に基づくとともに、地域福祉施策分野に関する個別計画です。

「仙北市障害者計画・障害福祉計画」、「仙北市高齢者福祉計画」、「けんこう仙北21計画」などとの整合性を図りながら、各計画の対象とならない人への福祉施策にも関する計画です。

仙北市社会福祉協議会による「仙北市地域福祉活動計画」と連携し、地域福祉を推進していきます。

(2) 他の個別計画との関係

仙北市には、「仙北市障害者計画・障害福祉計画」、「仙北市高齢者福祉計画」「けんこう仙北21計画」など障がい者、高齢者、児童を対象とした施策に関する個別の計画があり、仙北市地域福祉計画は、これらの計画に基づく施策を推進する上での共通の理念とします。

また、仙北市社会福祉協議会が策定予定の「仙北市地域福祉活動計画」と連携しながら計画を推進していきます。

4. 計画の期間

「仙北市地域福祉計画」は、平成21年度から25年度までの5カ年間の計画とします。

なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画期間中に見直しを図ります。



第2章

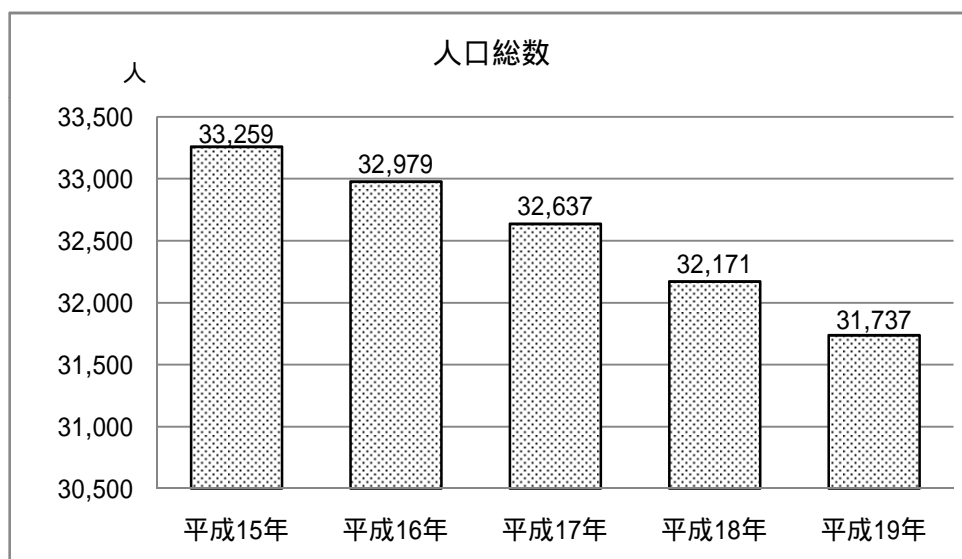
地域福祉を取り巻く現状と課題

1.人口構造等

(1)仙北市の人口の推移

人口の推移

平成17年9月20日仙北市が誕生したときの人口は、33,000人を超えていましたが、合併して間もない10月1日には、32,637人に減少しています。毎年10%近くの減少率を示しており、平成18年には32,171人、平成19年には31,737人となっています。現在のペースで推移した場合、平成24年には30,000人を割ると推計され、減少に歯止めがかからない状況となっています。



基準日:10月1日

資料:仙北市市民課

年齢別人口

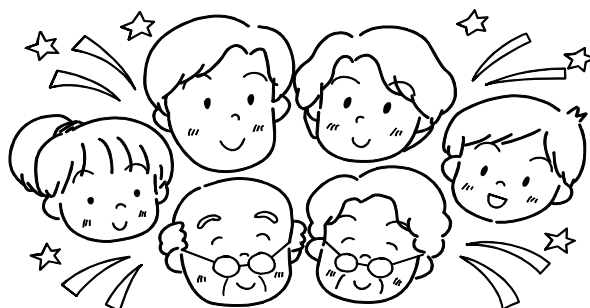
仙北市の人口構造は、55～59歳代が一番多く全体の9.3%を占めています。また、70歳代の女性の割合が多く全体の9%を占めています。65歳以上の高齢者は10,014人で高齢化率は32%です。出生人口が減少し、現在の50歳代が高齢者となる平成31年度以降は、ますます高齢化率が高くなると見込まれます。

年齢別人口

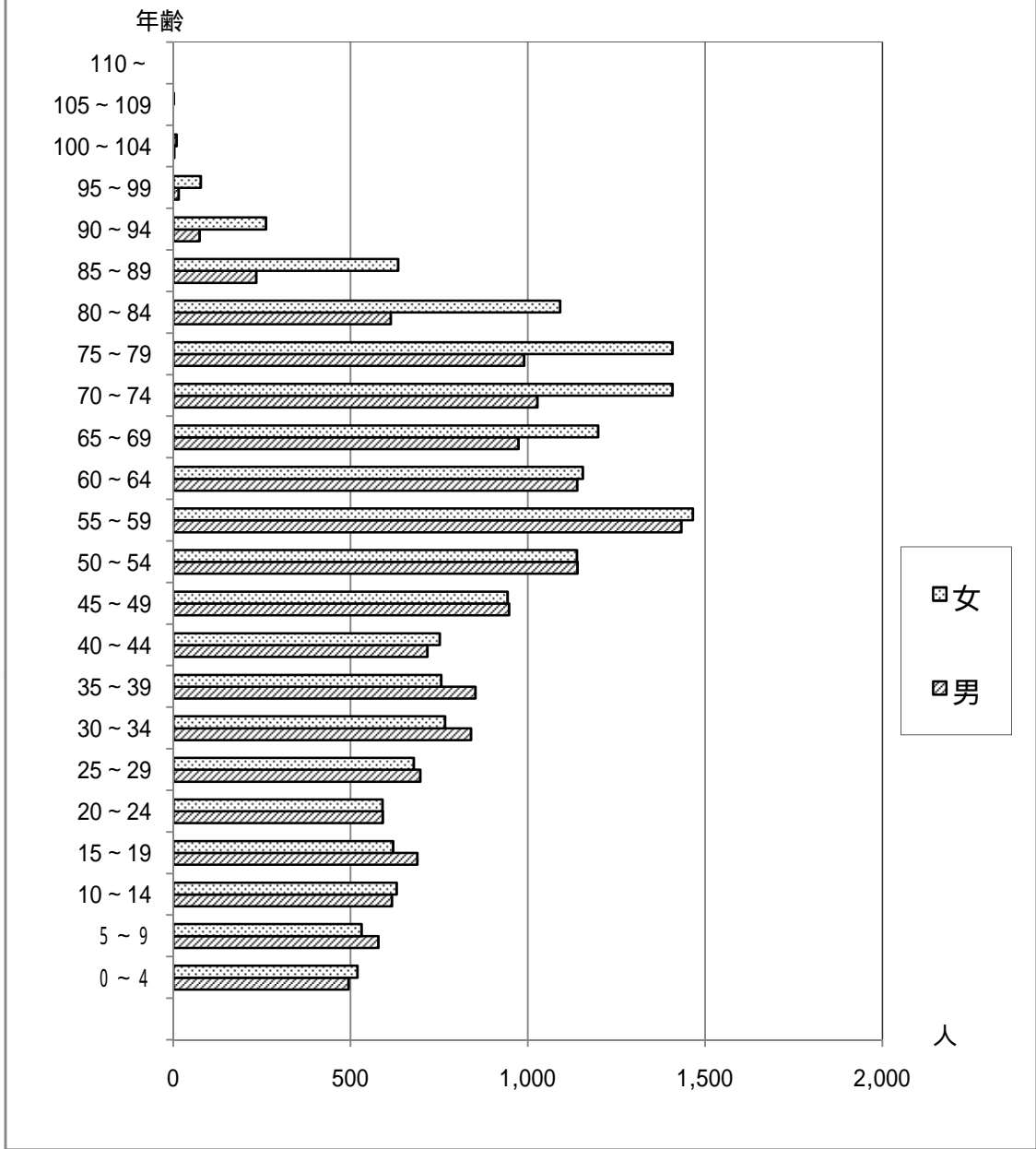
年齢	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39
男	494	578	616	688	591	696	839	852
女	519	531	630	620	590	678	766	755
計	1,013	1,109	1,246	1,308	1,181	1,374	1,605	1,607
年齢	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79
男	716	947	1,140	1,433	1,139	973	1,027	989
女	751	943	1,138	1,465	1,155	1,198	1,408	1,408
計	1,467	1,890	2,278	2,898	2,294	2,171	2,435	2,397
年齢	80～84	85～89	90～94	95～99	100～104	105～109	110～	計
男	613	234	74	15	2	0	0	14,656
女	1,091	634	261	77	9	1	0	16,628
計	1,704	868	335	92	11	1	0	31,284

平成20年10月1日現在

資料：仙北市市民課



年齢別人口

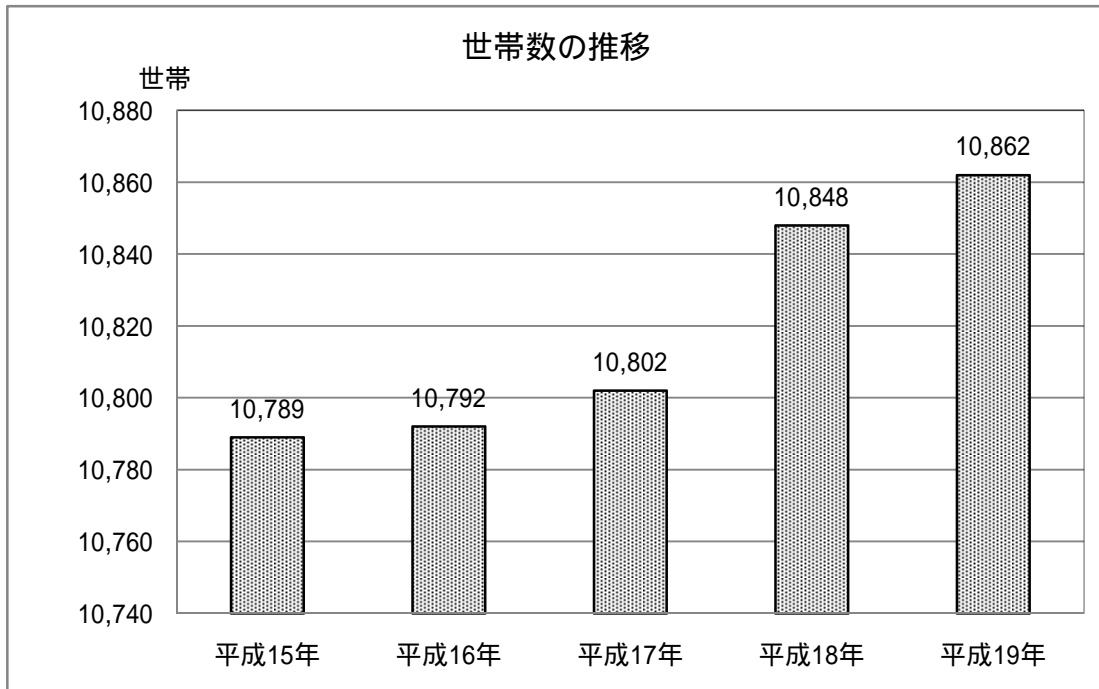


平成20年10月1日現在

(2) 仙北市の世帯構造の状況

世帯数の推移

世帯数は、平成17年には10,802世帯で、1世帯あたりの人数は3.0人となっています。人口は減少しているが世帯数は増加の傾向にあり、核家族化が進んでいることがうかがえます。



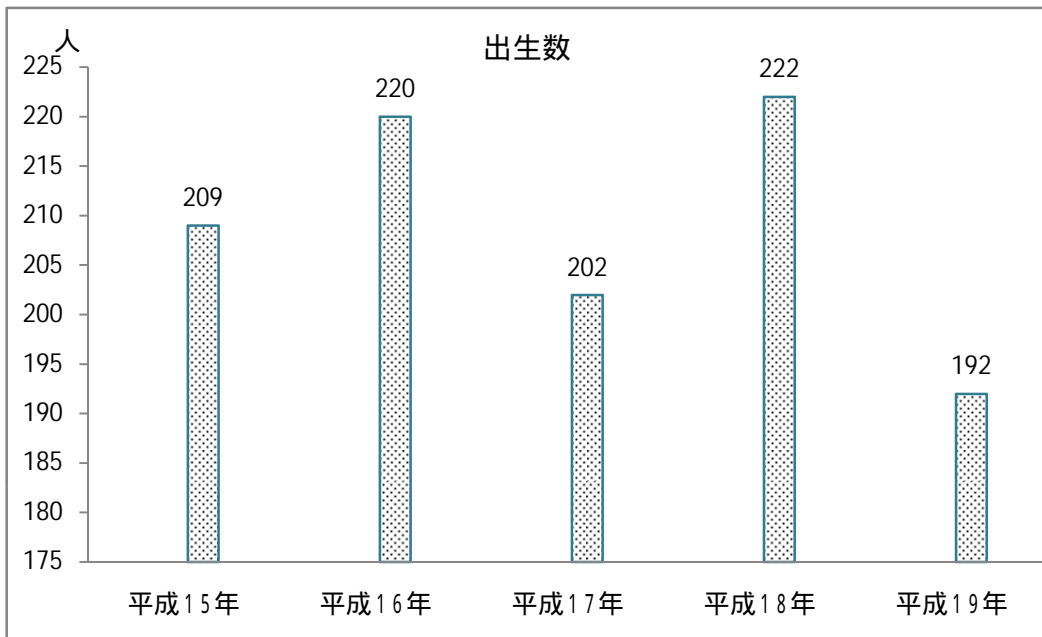
基準日:10月1日
資料:仙北市市民課



(3) 出生の動向

出生数の推移

出生数は、合併前の3町村合計の数字は200人を超えています。合併後の、平成18年は222人と多いものの平成19年は192人と減少しています。今後、出生数は増減を繰り返しながらも、秋田県全体の出生数と同様、減少の傾向で推移すると予測されます。



資料: 仙北市民課



2. 要支援者等の状況

(1) 障害者福祉

身体障がい者

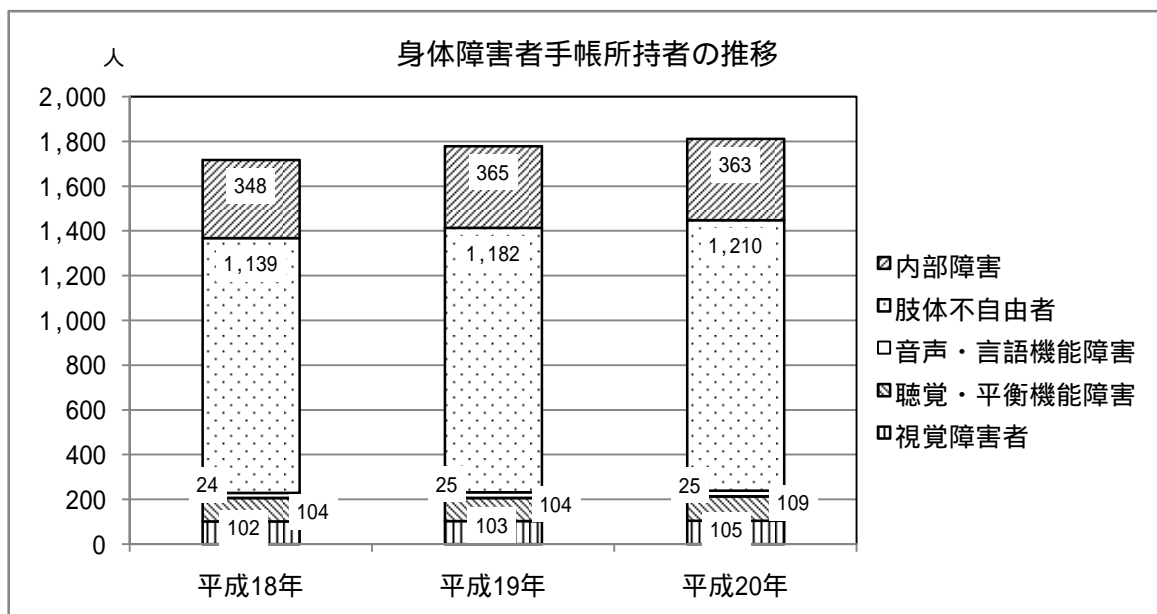
身体障害者手帳の所持者は、更生医療、補装具や日常生活用具の給付事業等を利用しています。また、在宅障害者福祉の充実のため、障害者住宅整備資金貸付や特別障害者手当の制度を実施しています。身体障害者手帳所持者は年々増加傾向にあり、肢体不自由者及び内部障害で90%近い数値となっています。

障害別身体障害者手帳所持者の推移

(単位:人)

	平成18年	平成19年	平成20年
視覚障害者	102 (5.9%)	103 (5.8%)	105 (5.8%)
聴覚・平衡機能障害	104 (6.1%)	104 (5.8%)	109 (6.0%)
音声・言語機能障害	24 (1.4%)	25 (1.4%)	25 (1.4%)
肢体不自由者	1,139 (66.3%)	1,182 (66.4%)	1,210 (66.8%)
内部障害	348 (20.3%)	365 (20.5%)	363 (20.0%)
合計	1,717 (100.0%)	1,779 (100.0%)	1,812 (100.0%)

()は構成比、資料:仙北市社会福祉課



身体障害者手帳等級別保持者数

(単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成18年	520	299	321	368	104	105	1,717
平成19年	543	305	329	394	107	101	1,779
平成20年	555	313	330	404	104	106	1,812

基準日:4月1日

資料:仙北市社会福祉課

精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者は平成20年4月1日現在、123人です。平成18年と比較すると26.8%増となっています。等級別に見ると1級所持者の伸びが増加傾向にあり、全体の約30%に達しています。

等級別精神手帳所持者の推移

	平成18年		平成19年		平成20年	
	件	%	件	%	件	%
1 級	20	20.6	23	22.3	37	30.1
2 級	58	59.8	65	63.1	65	52.8
3 級	19	19.6	15	14.6	21	17.1
合 計	97	100.0	103	100.0	123	100.0

基準日:4月1日

資料:仙北市社会福祉課

知的障がい者

療育手帳所持者は平成20年4月1日現在192名で、平成18年から若干の変動はあるものの増加の傾向にあります。また、療育手帳の区分A所持者が全体の55%前後を占めています。

療育手帳所持者の推移

療育手帳区分	平成18年		平成19年		平成20年	
	人	%	人	%	人	%
A(重症心身・最重度・重度)	105	57.1	104	53.9	107	55.7
B(中度・軽度)	79	42.9	89	46.1	85	44.3
合 計	184	100.0	193	100.0	192	100.0

基準日:4月1日

資料:仙北市社会福祉課

(2) 児童福祉

仙北市の出生数は年間200人前後に推移しています。その内、幼稚園入所児童は減少傾向にあり、近年では全体の10%に達していません。しかし、保育園入所児童は全体の60%台を超えていることから、核家族化が進み、就労している等の保護者が多くなり、保育園の需要が高くなっていることがうかがえます。

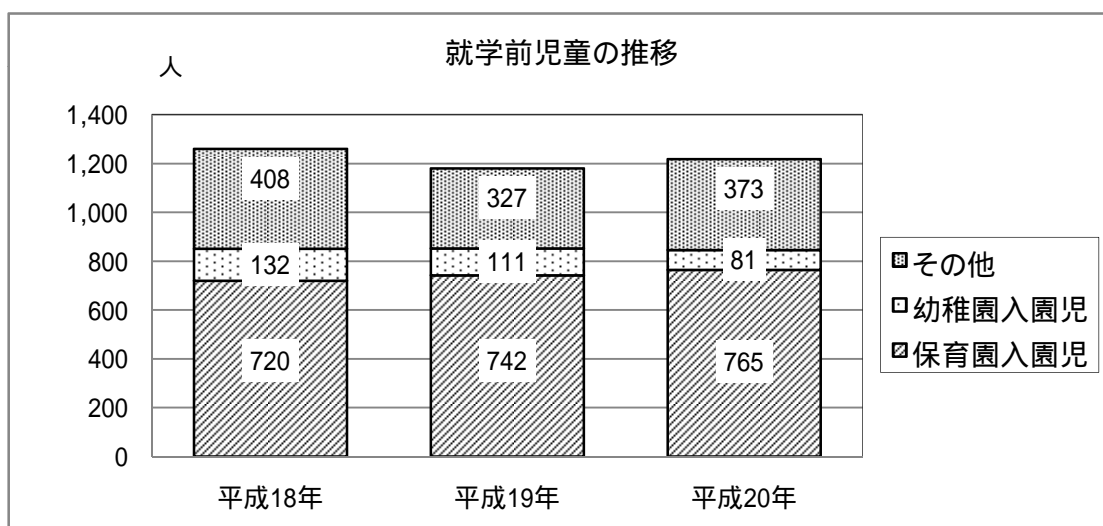
公立保育園では、一時的な保育の需要に対応するため一時保育事業を実施しています。

また、障害児保育事業にも取り組んでいます。子育て家庭に対する育児支援として子育て支援センターを開設しています。

就学前児童の状況

	平成18年		平成19年		平成20年	
0～5歳児	1,260		1,180		1,219	
保育園入園児	720	57.1%	742	62.9%	765	62.8%
幼稚園入園児	132	10.5%	111	9.4%	81	6.6%

資料: 仙北市長寿子育て課



資料: 仙北市長寿子育て課

保育実施状況

施設名	年齢区分 保育園数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
公立認可保育園	8	27	96	124	180	170	155	752
私立認可保育園				2		2		4
へき地保育園	1				2	4	3	9
保育園計	9	27	96	126	182	176	158	765
その他の保育施設	2	5	4	4	1			14
保育施設計	2	5	4	4	1	0	0	14
公立幼稚園	3				2	21	23	46
私立幼稚園	1				10	14	11	35
幼稚園計	4				12	35	34	81
在宅児童		149	128	64	15	1	2	359
合計	6	181	228	194	210	212	194	1,219

平成20年4月1日現在

資料:仙北市長寿子育て課

子育て支援センター利用状況

名称 指定施設	平成18年度			平成19年度		
	集いの 広場等 実施回数	相談件数		集いの 広場等 実施回数	相談件数	
		電話	面接		電話	面接
だしっこルーム 生保内保育園	48回	0件	0件	48回	0件	3件
わかばルーム 神代保育園	58回	0件	0件	56回	0件	0件
いちごルーム 角館保育園	37回	0件	2件	39回	0件	3件
なかよしルーム にこにこ保育園	6回 合同開催	0件	0件	39回	1件	1件
さくらんぼルーム ひのきない保育園	5回 5回	0件	0件	37回	1件	0件

資料:仙北市長寿子育て課

(3) 高齢者の動向

65歳以上の人口

65歳以上の人口は、平成18年は30.78%となっています。総人口が減少している中で、65歳以上の人口は増加しています。

	平成18年	平成19年	平成20年
総人口(人)	32,170	31,738	31,284
65歳以上人口(人)	9,982	9,986	10,014
比率(%)	31.03%	31.46%	32.01%

基準日:10月1日

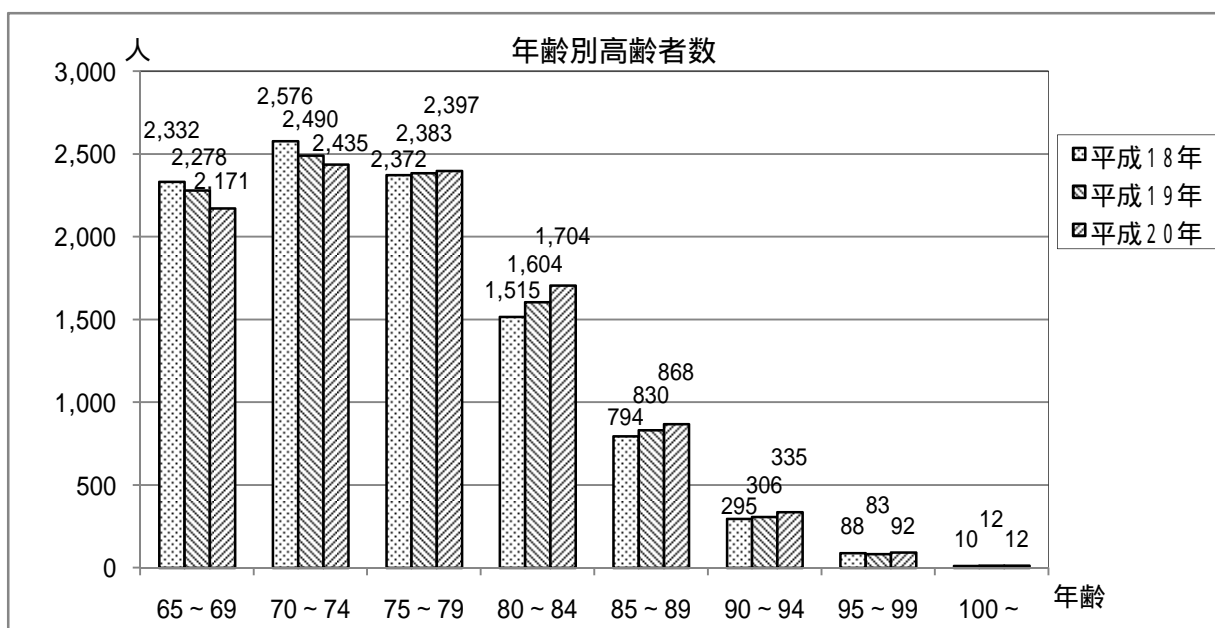
資料:仙北市長寿子育て課

年齢別高齢者の状況

年	区分/年齢	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～94	95～99	100～	合計
18	男(人)	1,016	1,147	937	543	203	74	13	2	3,935
	女(人)	1,316	1,429	1,435	972	591	221	75	8	6,047
	計	2,332	2,576	2,372	1,515	794	295	88	10	9,982
19	男(人)	997	1,081	957	593	223	67	14	3	3,935
	女(人)	1,281	1,409	1,426	1,011	607	239	69	9	6,051
	計	2,278	2,490	2,383	1,604	830	306	83	12	9,986
20	男(人)	973	1,027	989	613	234	74	15	2	3,927
	女(人)	1,198	1,408	1,408	1,091	634	261	77	10	6,087
	計	2,171	2,435	2,397	1,704	868	335	92	12	10,014

基準日:10月1日

資料:仙北市長寿子育て課



資料:仙北市長寿子育て課

65歳以上の一人暮らしと高齢者のみの世帯状況

		平成18年	平成19年	平成20年
65歳以上	一人暮らし世帯	1,182	1,264	1,326
	高齢者のみの世帯	1,118	1,352	1,108

基準日：7月1日

資料：仙北市長寿子育て課



(4) 生活保護

生活保護を受給している被保護世帯は、経済的・社会的要因や、年金などの他制度の影響を受けやすく、微増の傾向にあります。1被保護世帯あたり1.3人となっていて、65歳以上の高齢者世帯が被保護世帯に占める割合は56%と高い数値を示しています。また、稼働年齢層で就労していない世帯が増加しています。

生活保護の状況

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
保護世帯数	269	284	300	300	305
保護人員数	368	394	409	406	409
保護率(%)	11.2	12.1	12.6	12.7	13

月平均、平成17年度は合併後(10～3月)の平均

資料:仙北市社会福祉課

被保護世帯類型別保護人員数

世帯類型	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
高齢者	153	162	158	160	172
母子	6	11	9	10	11
傷病・障害者	89	87	100	98	89
その他	21	24	33	32	33

月平均、平成17年度は合併後(10～3月)の平均

資料:仙北市社会福祉課

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
単身世帯	高齢者	126	135	132	136	149
	傷病・障害者	62	59	72	72	62
	その他	7	8	13	13	15
	小計	195	202	217	221	226
2人以上の世帯	高齢者	27	27	26	24	23
	母子	6	11	9	10	11
	傷病・障害者	27	28	28	26	28
	その他	14	16	20	19	17
	小計	74	82	83	79	79

月平均、平成17年度は合併後(10～3月)の平均

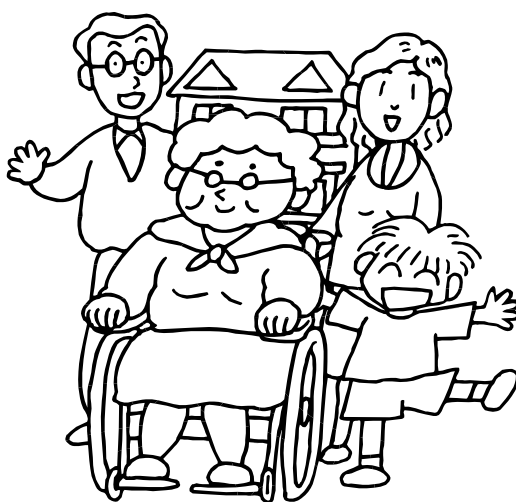
資料:仙北市社会福祉課

労働力類型別世帯状況

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
世帯主が稼働	30	32	28	30	36
世帯員が稼働	10	10	10	6	6
計	40	42	38	36	42
稼働者なし	229	242	262	264	263
合計	269	284	300	300	305

月平均、平成17年度は合併後(10～3月)の平均

資料：仙北市社会福祉課



(5) 介護保険制度

要介護認定者の状況

介護保険申請者数は、平成19年度を平成18年度と比較すると、新規申請者が約50人の増加となっています。また、介護認定期間が平成18年度は1年が大半であったが、平成19年度は期間が長くなっていることから、更新件数が減少しています。

申請受付数

(単位:人)

	区分	新規	更新	変更	計
平成18年度	第1号	444	1,383	123	1,950
	第2号	24	43	3	70
	総数	468	1,426	126	2,020
平成19年度	第1号	490	1,139	128	1,757
	第2号	27	49	2	78
	総数	517	1,188	130	1,835

資料: 仙北市長寿子育て課

認定者数

平成19年度から「介護予防サービス(新予防介護)」が始まり、これまで要介護1に該当した人が新設された要支援1・要支援2に認定される人も多く、要介護1が減少し、要支援が倍増しています。

(単位:人)

年度	区分	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
18	第1号	155	590	298	259	258	231	1,791	
	第2号	2	17	9	11	14	11	64	
	総数	157	607	307	270	272	242	1,855	
年度	区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
19	第1号	137	157	396	338	279	251	261	1,819
	第2号	3	6	14	16	10	9	10	68
	総数	140	163	410	354	289	260	271	1,887

基準日: 3月31日

資料: 仙北市長寿子育て課

在宅サービス利用者数

在宅サービス利用者の状況では、平成19年度は平成18年度と比較すると140人の増(増加率114.2%)となっています。介護度別では要介護1以外はいずれも増加の傾向にあります。

(単位:人)

年度	区分	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
18	第1号	89	360	163	139	108	83	942	
	第2号	1	11	6	4	9	7	38	
	総数	90	371	169	143	117	90	980	
年度	区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
19	第1号	80	94	266	242	168	122	108	1,080
	第2号	0	6	9	10	3	7	5	40
	総数	80	100	275	252	171	129	113	1,120

基準日:3月31日

資料:仙北市長寿子育て課

施設サービス利用者数

(単位:人)

年度	区分	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	計
18	第1号	151	231	0	382
	第2号	2	5	0	7
	総数	153	236	0	389
認定者総数		1,855	サービス受給者総数 + 1,369	サービス未利用者数 486	サービス利用率 73.8%
年度	区分	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	計
19	第1号	152	234	0	386
	第2号	2	7	0	9
	総数	154	241	0	395
認定者総数		1,887	サービス受給者総数 + 1,515	サービス未利用者数 372	サービス利用率 80.3%

基準日:3月31日

資料:仙北市長寿子育て課

給付の状況

サービス別利用者数

(単位:件)

種 類	平成18年度	平成19年度
訪問介護(ホームヘルプ)	5,515	4,870
訪問入浴	964	863
訪問看護	597	504
通所介護(デイサービス)	5,666	5,390
通所リハビリ(デイケア)	884	737
福祉用具貸与	3,929	3,859
ショートステイ(特養)	1,744	1,790
ショートステイ(老健)	71	95
ショートステイ(医療)	3	0
居宅療養管理指導	1,130	945
グループホーム	1,025	985
特定施設入所者生活介護	67	86
計	21,595	20,124

資料:仙北市長寿子育て課

その他のサービス利用者数

(単位:件)

種 類	平成18年度	平成19年度
福祉用具購入	93	106
住宅改修	61	71

資料:仙北市長寿子育て課



3. 地域福祉を支える関連機関

地域で生活する人々は、さまざまな生活環境のなかで、さまざまな人との関わりを持って生活しています。近隣の住民はもとより仙北市民、病院や施設、企業などが地域で生活する中で深く関わっています。地域福祉計画を作成するにあたり、推進を図るために支えてくれる機関や団体等を紹介します。

(1) 社会福祉協議会

仙北市社会福祉協議会は本所のほか、角館、田沢湖、西木の各地区に支所が設置され、地域福祉推進の中心的担い手となり、さまざまな地域福祉活動をきめ細かに実施しています。

(2) 民生委員・児童委員

仙北市には民生委員92人と主任児童委員7人が厚生労働大臣から委嘱されています。それぞれに担当地区があり、地域社会の中でさまざまな悩みや問題を抱えている人の最も身近な相談役となり、助言や援助活動を行っています。

(3) 保育園

保育に欠ける乳幼児を保育する施設です。

(4) 子育て支援センター

子育て家庭に対し、相談や指導、または子育てサークルへの支援等を行います。

(5) 児童館

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的としています。

(児童福祉法第40条)

(6) 障害福祉サービス事業所

障害者の地域での自立した生活を総合的に支援することを目的とした事業所です。

介護給付

障害程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。

訓練等給付

・ 就労継続支援B型事業

身体的または社会的なりハビリや就労につながる支援を行います。

・ 共同生活援助事業(グループホーム)

日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している障がい者に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。

(7) 相談支援事業所

都道府県の指定を受けた事業所で、専門相談員が、障害福祉サービスの相談や申請をするとき等支援を行います。

(8) 包括支援センター

65歳以上の方を対象に、介護予防や権利擁護・健康・福祉・医療などについて総合的な相談に応じます。

(9) 高齢者施設等

養護老人ホーム

身体上若しくは精神上または環境上の理由及び経済上の理由により、居宅での生活が困難な65歳以上の高齢者が入所する施設です。

ケアハウス(軽費老人ホーム)

身体機能の低下や高齢のため独立して生活するには不安のある高齢者に対し、生活相談や食事等の提供、緊急時の対応等を行う施設で、無料または低額な料金で入所する施設です。

有料老人ホーム

食事の提供その他日常生活上必要な便宜を提供する施設で、老人福祉施設に該当しない施設です。

(10) 居宅介護サービス

居宅介護支援

ケアマネジャー(介護支援専門員)がケアプランを作成し、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。

訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。

訪問入浴介護

移動入浴車で訪問し、入浴の介助を行います。

訪問リハビリテーション

リハビリ(機能回復訓練)の専門家が訪問し、リハビリを行います。

通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護サービスや機能訓練を日帰りで提供する施設です。

通所リハビリテーション(デイ・ケア)

介護老人保健施設などで、日帰りのリハビリなどが受けられます。

短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。

(11) 施設サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

身体または精神上著しい障害があるため、常時介護を必要とし、かつ在宅で介護が困難な要介護者が入所できます。(介護保険法第8条24項)

介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリが受けられます。

(12) 地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けることができます。

(13) 介護予防サービス

介護予防支援

包括支援センターの職員が中心になって、介護予防プランを作成するほか、利用者が安心して、介護サービスを利用できるよう支援します。

介護予防訪問介護

ホームヘルパーが訪問し、利用者が自分でできるよう支援します。

介護予防訪問入浴介護

移動入浴車で訪問し、利用者のできる範囲での入浴のお手伝いをします。

介護予防通所介護

デイサービスセンターで、食事・入浴などや、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設などで介護予防を目的とした生活機能の維持向上のためのリハビリなどが日帰りで受けられます。

介護予防短期入所生活介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、食事・入浴など、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。



4. 福祉施策の状況

(1) 障がい者支援

「仙北市障害者計画・障害福祉計画」(平成19年作成)に基づき、障がい者の暮らし全般にわたりサポートできる体制を整え、自立にむけた環境作りを推進しています。

障害者自立支援法の制定に伴い、身体障がい・知的障がい・精神障がいに係るサービス給付に関する部分を一元化し、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活がおくれるよう、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス拠点作り、NPO等による柔軟なサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めています。

そして、障がいの予防や早期発見を図るため、各関係機関と連携をとり、更に支援していきます。すでに、仙北市では心身に障がいをもつ子供の発達を促進するための適応性訓練と身辺自立訓練、保護者の養育知識の向上を図り療育訓練を実施しています。

また、医療、教育、福祉関係者等で構成した仙北市自立支援協議会を発足し、地域づくり部会と社会参加部会、生活支援部会毎に必要な応じて検討を重ねています。近年、災害時の要援護者に対する支援についてプラン作成が必要とされていますが、当協議会でも災害に備え、障がいのある人の防災計画について検討を重ねています。

要援護者

要援護者とは、災害から自らを守るための一連の行動(情報の受信・理解・判断、行動等)をとるのに際して、何らかのハンディキャップを有するため他者の援護を必要とする人々。

具体的な要援護者としては、高齢者・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・乳幼児・児童・妊産婦・外国人(日本語理解が十分でない者)・その他支援が必要と認められる者(地域の地理に不案内な旅行客等)



(2)子育て支援

子供の健やかな成長と子育て家庭等への支援を行うため、家庭相談員の配置をし子育てに不安を抱えている家庭に対し指導助言を行っています。

また、核家族化や生活形態の多様化等により、家庭や地域の育児力が低下している現在、地域ぐるみで子供を育てていく体制作りを支援し、多様化する就労形態による保育園の需要が高まっている中、就労している子育て家庭に対し安心して働ける環境づくりに努めています。

市内に市立認可保育園は8カ所、へき地保育園が1カ所あり、760人の保育を実施しています。

また、一時保育事業を実施している保育園は5カ所あり、保護者の一時的な保育に対する需要に対応し、市内に住む児童のみならず、市外の児童に対しても受け入れています。その他、障がいのある子供の保育も実施し、保護者の子育て負担を軽減する支援をしています。

田沢湖地域の2保育園では同じ年齢の子供が同じ環境で保育することが望ましいとの考えから幼保一体での保育事業を実施しています。

子育て家庭の不安に対する相談や子育てサークルへの支援などに対応する子育て支援センターは5保育園で実施し、サークル活動を推進しています。

また、経済面での支援は、児童手当をはじめ、児童扶養手当などがありますが、仙北市独自では、国で定める保育料基準の7割程度を目安とした保育料を設定し、就労している子育て家庭に対し負担の軽減を図っています。そのほか、秋田県のすこやか子育て支援事業制度を導入し、子育てしやすい環境づくりに努めています。

(3)高齢者支援

「仙北市老人福祉計画」(平成18年作成)では、「高齢者が安心して暮らせる環境づくり」を基本理念とし、高齢者が自立した生活を送るために取り組んできました。平成21年度は第4期計画をたて「仙北市高齢者福祉計画」として策定されます。

介護保険制度により介護サービス基盤の整備が進められ、身体機能が低下しても地域社会で家族や隣人と暮らしていくことを望んでいる高齢者のため、在宅生活を支援していく福祉サービスの充実をはかり、介護サービスに関わる人材の質的向上に努めています。

また、健康で生き生きとした老後を送れるよう包括支援センターを設置し、介護予防事業を展開しています。具体的には、特定高齢者を選定し、転倒予防や筋力向上を目指す訓練、日常生活の場でできる機能訓練の実施、口腔ケア、認知症予防教室の開催、また要支援1・2の人を対象に適切な予防プランを作成し、介護予防の推進に取り組んでいます。

高齢者が積極的に社会参加できる組織づくりと環境の整備により、老人クラブ連合会やシルバー人材センターと連携し生きがいに満ちた活動的な高齢者の支援をしています。

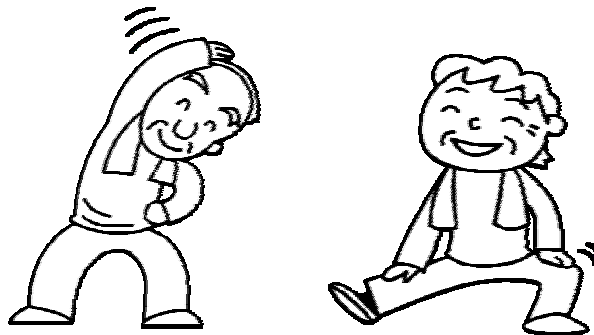
(4) 低所得者支援

低所得世帯の生活の安定と自立に向けた助言等を行い、市民の生活基盤の安定を図っています。

(5) 健康づくり

生涯にわたる健康の維持・増進を図り、乳幼児健診をはじめとする母子保健や予防接種、成人健診や各種がん検診、健康相談などを実施しています。

また、秋田県は自殺死亡率が高く、とりわけ仙北市を含む仙北地域管内では、県の平均を上回る数値を示しています。高齢者の自殺する要因は、社会的役割や対人関係による様々な環境の変化にあると考えられています。そこで自殺予防ネットワークを構築し、情報交換や研修会などの取り組みを実施しています。



5. 地域福祉計画の推進にあたっての課題

(1) 地域福祉計画では

平成12年に社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定されている計画で、行政や市民、ボランティアやNPO団体事業者などがともに協力し、「あなたもわたしも安心して暮らせるまちづくり」を実現するため、次のことについて検討していきます。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項
4. その地域で地域福祉を推進する上で必要と認められる事項
社会福祉協議会の基盤強化や災害時に支援を要する人たちの対策等

(2) 地域サポート委員会での地域福祉の課題

仙北市社会福祉協議会が地域課題の把握とその解決に向けた検討について話し合う地域サポート委員会を平成19年度から実施しました。この委員会で話し合われた内容を、各地域サポート委員会毎にまとめました。

サポート委員会委員	角館地域	16 名
	田沢湖地域	14 名
	西木地域	12 名
	合計	42 名

角館地域サポート委員会

地域環境の変化による地域コミュニティの不活性化

- ・ 地域での生活環境の多様化により、近所つきあいが希薄になりコミュニティが活性化していない。

家族のコミュニケーションと心のケアが不足

- ・ 核家族の増加や家族間でコミュニケーションが不足し、考え方や価値観の相違により、世代間の接点が減少し、信頼関係が希薄になっている。

高齢者への家族と地域の支援が不足

- ・ 高齢者世帯が増加し、地域活動に参加できなく、心配ごと等話す場所や機会がない。
- ・ 高齢者世帯では、心配ごと等相談場所がわからない。

経済活動の後退

- ・ 企業経営力の低下により地域経済が厳しく、後継者が流出し若者が少ない。

田沢湖地域サポート委員会

過疎化による地域の衰退

- ・ 就労の場が少なく、後継者が育たない。従って、若い世帯が少なく、少子化が進み子育てに不安がある。

地域活力の低下

- ・ 地域活動に関心が低く、地域関係が希薄になり、職場や個人の交流を優先し、地域ネットワークがとりにくい。

医師不足で地域が不安

- ・ 医師不足により、救急体制がなく地域住民や観光客に不安がある。

生活環境が不十分

- ・ 公共の交通機関が利用者の減少に伴う廃止等で、生活環境が低下している。
- ・ 除雪対策の充実が必要である。

高齢者、障がい者への支援が不十分

- ・ 障がい者や在宅介護者への支援が不十分で負担が大きい。
- ・ 高齢者や障がいのある人が除排雪に苦慮している。
- ・ 高齢者世帯や障がい者世帯など、家族間や近所づきあいなど希薄になっている。

西木地域サポート委員会

地域・家族の連帯感が希薄

- ・ 福祉の充実により家族や近所に頼らなくてもよくなり、コミュニケーションをとる機会が減少した。
- ・ 生活が便利で豊かになったが時間に余裕がなくなり、人を思いやる気持ちなどが失われている。
- ・ 若者の減少により、地域活動に参加する人がなく不安がある。

少子高齢化の進行で不安が多い

- ・ 高齢化の進行により、地域コミュニティに不安がある。
- ・ 若者の県外流出や結婚しない若者が増え、地域に活気がない。
- ・ 高齢者にとって冬季の除雪に大きな不安を持っている。多世代が同居していると不安がないが、高齢者世帯などは頼れる人がいないため不安がある。

中心部から遠く利便性が悪い

- ・ 商店や文化施設、医療機関がなく、若者にとっては不便を感じなくても、高齢者は交通の足がなく不便である。

経済の悪化で過疎化が進んでいる

- ・ 仕事がないため、若者が県外に流出し、経済が悪化している。

自然環境が悪化し、住みにくい

- ・ 経済や便利さ優先で自然環境保護について認識が薄くなっている。

(3) 専門職アンケート集計

このアンケートは、仙北市社会福祉協議会が福祉、保健、医療の専門職の方々を対象に実施しました。

アンケート依頼先		
居宅介護支援事業所	老人保健施設	薬局
訪問介護事業所	医療機関	民生児童委員
通所介護事業所	児童関係	警察関係
認知症対応グループ	訪問入浴	消防関係
短期入所生活介護事業	障がい者関係	地域権利擁護関係
特別養護老人ホーム	行政関係	社協関係

依頼数総計	100部
回収計	95部

1. 主な相談内容について5つ以内でお答え下さい。

相談内容	件数	相談内容	件数
介護問題	59	境界争い	6
家族関係	52	環境問題	5
生計問題	43	児童虐待	5
認知症問題	37	住宅問題	4
医療問題	31	悪質業者	4
健康問題	22	婚姻問題	3
近隣関係	18	いじめ	3
障がい者関係	14	性的嫌がらせ	1
交通問題	13	宗教トラブル	1
多重債務	12	児童問題(学校)	1
ひきこもり	9	育児問題	1
教育問題	8	うつ病	1
高齢者虐待	7	就労	1
離婚問題	7	有料サイト	1
権利問題	6	社会教育	1
離職問題	6		
合		計	
		382	

介護問題と認知症問題、高齢者虐待は関連する場合が多い。
 家族問題に離婚問題、権利問題、児童虐待が関わっている場合が多い。
 生計問題と多重債務、離婚、悪質業者が重なる場合が多い。
 医療問題と健康問題が重なる場合が多い。
 近隣関係と境界争い、ひきこもりと重なる場合が多い。
 教育問題に児童と育児問題が重なる場合が多い。

2. 解決困難となる原因は何ですか？

公的サービス(制度)だけでは解決出来ない	39
家族、親族が対応してくれない	36
1つのジャンルだけでなく複合した問題がある	27
プライバシー、個人情報の問題があり踏み込みにくい	27
近隣住民で協力してくれる人が見あたらない	16
他の機関・団体や組織との連携が必要だが、方法がわからない	9
その他	12

3. 機関・団体や組織との連携は必要ですか？

必要	77
不必要	1

4. 必要と思われる団体・組織はどこですか？

団体・組織名	件数	団体・組織名	件数
福祉事務所	50	保健所	24
民生児童委員	47	地域センター	23
包括支援センター	39	診療所(開業医含む)	22
社会福祉協議会	36	学校	20
病院	33	消防署	19
NPO・ボランティアグループ	31	保育園	14
介護サービス事業所	30	当事者団体	11
町内会	28	保護司	9
在宅介護支援センター	27	商工会	8
警察署	26	その他	7
介護福祉施設	25	計	529

(4) アンケート結果から

専門職アンケートでは、相談内容は多方面に関係していることが多く、一番に介護問題、つぎに家族関係、生計関係など健康と経済に関わる家庭内の問題が多いことがうかがえます。高齢化率が高く10人中3人が高齢者となっている仙北市は、介護による家族間の問題は、深刻な問題となっています。

解決するためには専門的な知識が必要とされ、なかなか解決まで至らないケースもあり、地域において必要とされている団体や組織として、福祉事務所や包括支援センターなどがあげられています。

また、身近な相談相手としては民生委員・児童委員があげられ、大きな役割を担っています。



(5) 仙北市の共通課題

地域サポート委員会から出された課題を分類し、仙北市の共通課題としました。

少子化が引き起こす諸問題

- ・ 少子化の進行

生活環境が招く諸問題

- ・ 交通が不便
- ・ 生活環境の変化
- ・ 空き家の増大
- ・ 除排雪が不安
- ・ 地域環境が悪化

高齢者と障がい者を取りまく諸問題

- ・ 高齢化による不安の増大
- ・ 介護者の負担の増大
- ・ 障がい者を取り巻く問題の増加

地域と家庭の経済に対する不安

- ・ 地域経済の弱体化
- ・ 家庭経済の弱体化
- ・ 遊休施設の増加

人、家族、地域のつながりへの不安

- ・ 地域コミュニティの変化
- ・ 家族のコミュニケーションの希薄化
- ・ 子育てに対する不安

地域医療の諸問題

- ・ 地域医療の後退懸念



第3章 地域福祉計画推進の考え方

1. 基本理念

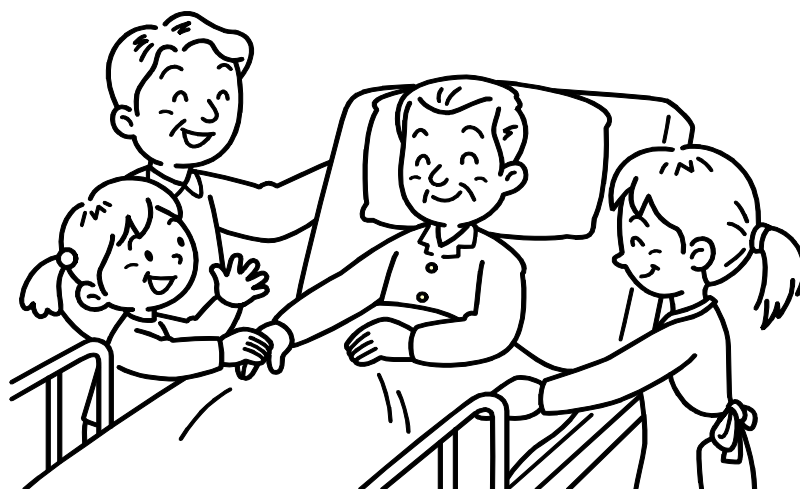
仙北市では少子高齢化に伴い、人口の減少が顕著です。また、核家族化の進展により世帯数は増加の傾向にありますが家族の規模が縮小し、家庭の中で担われていた子育てや介護への対応が困難となり、何らかの支援を必要とする人が多くなっています。

また、生活のスタイルや価値観など多様になり、地域の近所づきあいやつながりが希薄になっている傾向にあります。このため地域の活動に支障をきたし、要援護者の把握やネットワークの確立が必要となっています。

要援護者である高齢者や障がいのある人は今後増加すると予想されますが、福祉サービス等の一層の充実が必要となります。

このような支援を充実させるため、支援を必要とする人の状況に応じたきめ細かな対応を図り、行政や関係機関団体等の福祉サービスの充実だけでなく、市民の積極的な参画を得ながら、ネットワークを構築することが求められています。それぞれの役割を自覚し、市民一人ひとりが福祉の心を持ち、相互関係を築き、「あなたも わたしも 安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とした市民と行政等の連携による地域福祉を推進していきます。

あなたも わたしも
安心して暮らせるまちづくり



2. 計画推進の視点

基本理念のもとで、地域福祉を進めていく上で次のような視点を持って取り組んでいきます。

市民の状況把握

地域福祉は行政や関係団体等だけで出来ることではなく、市民の地域福祉に関する意識が行動を起こすことにつながります。日頃何を感じて、どのような暮らしを望んでいるのか、市民との交流を通して常に状況を確認し、市民の生活に即した支援を図ります。

また、支援を必要とする人の状況に応じたきめ細やかな福祉サービスの提供に努めます。

必要とする支援

高齢者や障がいのある人、生活に困っている人たちがさまざまな福祉サービスに不便を感じていないか、適切な支援が届いているかを常に確認し、地域と行政、関係団体と連携し支援に努めます。

また、支援を必要としている人がいる反面、ボランティア活動に取り組みたいという人もいます。どのような活動に取り組めるか、どのような支援ができるかなどボランティア活動について積極的に協力し地域の活動を促進します。

人権の尊重

介護が必要な状態になっても、本人の意志に基づいた生活が送れているか、虐待などが行われていないか、福祉サービスの利用等において満足しているかなど、一人ひとりの人権を尊重し対応していきます。また、個人情報の保護を図るとともに、要援護者の的確な把握に努めます。

3. 基本目標

(1) 人と人が支え合い、安心して暮らせるまち

住み慣れた地域で、地域の一員として尊重され、自立した生活が送ることができる社会の形成に努め、お互いに支え合い安心して暮らせるまちを目指します。

また、市民同士のつながりを強化し、支え合える関係を築きながら、地域福祉を推進するためボランティア活動などへの積極的な参画を支援し、福祉人材の育成に努めます。

(2) 安心して暮らせる福祉サービスの充実

市民が安心して利用できるよう福祉サービスのニーズを把握し、高齢者や障がいのある人に優しい福祉サービスの充実を図るとともに、情報の提供に努めます。また、気軽に相談できる体制を構築し、適切な支援が受けられるよう、きめ細かな対応に努めます。

(3) 地域福祉にふさわしい環境づくり

高齢者や障がいのある人が地域で生活する上で、見守られているという安心感がもてる環境の整備を推進していきます。そのためには、ボランティアの育成や地域の助け合いの意識向上を図る一方、道路の整備や公共交通機関の充実を図り、住環境における不安を払拭する努力をしていきます。

また、秋田県を代表する観光地である仙北市は、全国からの観光客が訪れます。このような人たちは地域に精通した人とはいえないため、交通災害に対する予防に努めます。



第4章 施策の展開

1. 施策の体系

基本目標	施策の方向性	
1. 人と人が支え合い 安心して暮らせるまち	(1) 地域活動	地域活動の推進
	(2) 福祉教育	幼稚園・小中学校・高等学校 において 家庭において 生涯学習において
	(3) 地域福祉を支える 団体との協働	ボランティア団体との協働 NPO団体との協働 事業者との協働 社会福祉協議会との連携 民生委員・児童委員との連携 老人クラブ活動への支援 シルバー人材センターへの支援
2. 安心して暮らせる福祉 サービスの充実	(1) 情報提供	情報提供の充実
	(2) 相談体制	相談体制の充実
	(3) 福祉サービス	福祉サービスの充実と利用促進
3. 地域福祉にふさわしい 環境づくり	(1) 生活環境の整備	道路の整備 除雪体制の確立 交通の安全と確保 災害時の体制整備 医療の充実

基本目標 1. 人と人が支え合い安心して暮らせるまち

住み慣れた地域で、誰もが地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができる社会の形成に努め、お互いに支え合い安心して暮らせるまちを目指します。

(1) 地域福祉活動

地域福祉活動の推進

〈現 状〉

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域の一員であることへの認識が必要で、地域を支えるのは市民の自主的な参画が大きな鍵を握ることになります。しかし、地域で行われている町内会活動等への参加は高齢者が多く、若い世代の参加が少ない状況です。

〈課 題〉

地域福祉活動に対し、地域福祉の考え方は「すべての市民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもある」という認識を持つことが必要です。また、地域福祉活動に理解はあるものの参加出来ない人もいることから、情報の提供が必要です。

〈施策の方向〉

地域で生活するすべての人が地域福祉活動に参加する一員であることから、自発的に参加する意識の啓発に努めます。

地域活動の情報を公表していきます。

だれもが参加出来る活動を模索し、実施していきます。



(2) 福祉教育

幼稚園・小中学校・高等学校において

〈現 状〉

仙北市の幼稚園・小中学校・高等学校においては、ベルマークやプルタブを収集し福祉用具を施設に寄贈するなど、活発な福祉活動をしています。

〈課 題〉

幼稚園・小中学校・高等学校で福祉教育が行われ、育まれていくことが期待されているが、卒業に伴い家庭での関心が薄れ、子供の気持ちも離れてしまうことが懸念されます。

小さい時に育まれた「福祉の芽」を摘まないよう、家庭や学校、社会全体で取り組むことが望まれます。

〈施策の方向〉

学校行事での福祉教育を支援し、地域の一員としてより多くのボランティア活動に参加することが意識向上に結びつくことから、地域の活発な活動を推進していきます。

家庭において

〈現 状〉

核家族化が進み高齢者と過ごす機会や、他世代や弱い立場にある人を理解したりふれあう機会が減少してきていることから、他人を理解したり福祉の心が育みにくい環境の中にあります。

幼稚園・小中学校・高等学校の児童生徒がいる家庭では、ベルマークやプルタブの収集を実施し、家族で地域福祉に参加しています。

地域においては、高齢者住宅の除雪作業や沿道の花壇植栽などがボランティア活動として行われ、家族で福祉活動を体験しています。このような活動は、地域福祉の土台となり育まれています。

〈課 題〉

家族とふれあう時間が減少している中で、幼稚園・小中学校・高等学校で培われた地域福祉の大切さを継続し、育てていくことが望まれます。

〈施策の方向〉

家族で地域の交流に関心を持ち、地域福祉の芽を育み、支援していく体制づくりに努めます。

生涯学習において

〈現 状〉

公民館活動や関係機関・団体等が連携し、地域福祉をテーマとした講座などを開催し、多くの市民が参加しています。西木地区では国道105号沿道5kmに花の植栽を実施し、地域ぐるみで福祉活動に関心をもっています。

〈課 題〉

生涯学習が活発に実施され、多くの市民が参加していますが、日頃から地域福祉を意識した福祉教育を継続していく必要があります。

〈施策の方向〉

日頃の生活の中で、福祉に関心を持ち、学習や実践できる機会を多く設けるよう関係機関とともに連携を図ります。

(3) 地域福祉を支える団体との協働

ボランティア団体との協働

〈現 状〉

社会福祉協議会ボランティアセンターがボランティアをしたい人と受けたい人の登録・斡旋を行いボランティア団体と協働しているいろいろな事業を行っています。

また、ボランティアの自主組織として仙北市ボランティア連絡協議会が組織され、現在多岐にわたり活動を行っていますが、メンバーが高齢化し、またリーダー的役割を担う人が不足しています。

登録はしていても実際には活動に参加していない人や、登録しなくてもボランティア活動を実施している人もいます。

〈課 題〉

ボランティア活動に取り組むメンバーの発掘と育成に努め、より充実した活動ができる体制を作っていくことが必要です。また、学校との連携によりボランティア活動への参加意識を高め、助け合いの気持ちを育てることも必要です。

〈施策の方向〉

社会福祉協議会ボランティアセンターと協働し、多くの研修の場を提供し、日頃からボランティアに対する意識の向上を図り、人材育成に努めます。また、学校との連携によりボランティア活動への参加意識の高揚に努めます。

NPO団体との協働

〈現 状〉

仙北市には福祉サービスを担うNPO団体があります。相談支援事業や地域活動支援など幅広い活動を行っています。また、平成20年10月にはグループホームの開所や高齢者移送支援などのサービスを始めました。

地域に密着したNPO団体では、福祉活動を実践していますが、実稼働する人材が固定化し50～60代が中心になっています。

〈課 題〉

高齢化が進み、支援を必要とする高齢者や障がいのある人なども増加すると思われます。と同時に福祉サービスの充実も望まれることから、支援が必要となります。

また、NPO団体の人材の確保と育成が望まれます。

〈施策の方向〉

需要が高まる福祉サービスを支えるNPO団体を支援し、協働を推進します。

事業者との協働

〈現 状〉

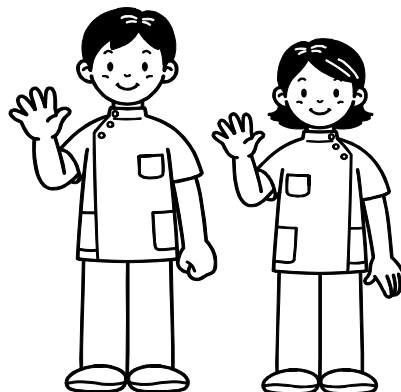
仙北市には社会福祉を目的とする事業経営者が増えてきておりますが、まだ開業して間もないことから地域との交流が活発に行われていない状況です。

〈課 題〉

事業者はさまざまな専門知識や情報を持っていることから、地域福祉を推進する上で大きなウェイトを占めます。地域福祉活動に対する理解と協力が望まれます。

〈施策の方向〉

地域の一員として地域福祉活動に積極的に参加する意識の啓発に努め、協働を推進します。



社会福祉協議会との連携

〈現 状〉

社会福祉協議会は地域福祉を推進するため、地域に密着したさまざまな事業を行っています。社会福祉法では、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置付けられています。

主な活動

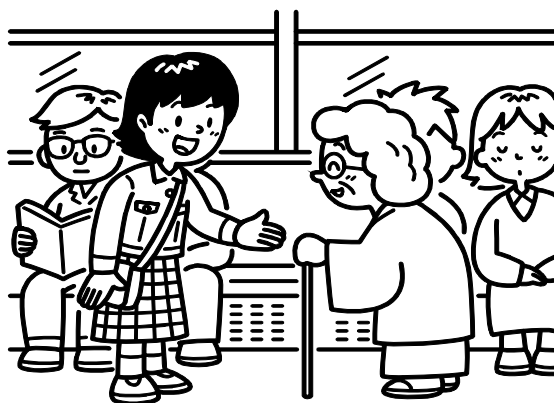
- 地域福祉トータルケア事業 ~ 住民と協働する地域福祉活動
- 福祉教育事業 ~ 児童生徒への福祉啓発、学校支援
- 調査研修・広報啓発事業 ~ 地域福祉のニーズ把握、啓発
- ボランティア支援事業 ~ ボランティアの育成、活動支援
- 相談援護事業 ~ 心配ごと相談、生活支援
- 高齢者障害者等支援事業 ~ 高齢者・障がい者等の自立支援や交流活動
- 要援護者支援事業 ~ 地域福祉権利擁護事業、小地域ネットワーク事業
- 介護保険事業 ~ 高齢者への福祉サービス
- 福祉団体等支援事業 ~ 福祉団体の活動支援
- その他の福祉事業 ~ 行政や福祉施設との連携

〈課 題〉

少子高齢化が進む中で、地域のつながりが希薄になりつつあり、特に高齢者や障がいのある人が生活に不安を持っています。要支援者のニーズを把握し、できるだけ安心安全に暮らせる環境を整える必要があります。特に災害対策については、高齢者や障がいのある人に配慮した対策が必要となり、行政や地域、ボランティア等とネットワークを構築する必要があります。

〈施策の方向〉

社会福祉協議会は地域福祉推進を担う中心的役割を果たす機関として、常に地域の実情を把握し、必要に応じて住民を支援し、住民と協働して事業を行っています。



民生委員・児童委員との連携

〈現 状〉

仙北市では、92名の民生委員・児童委員と7名の主任児童委員が地域福祉等に関する活動を行うとともに、市民に適切なアドバイスができるよう学習の機会を確保し、活動における悩みごとへの対応などを実施しています。

民生委員・児童委員は地域の状況を把握し、市民と行政や社会福祉協議会を結ぶ重要なパイプ役となつてなっています。

〈課 題〉

民生委員・児童委員の活動を地域に周知し、日常的な見守り活動を継続しながら地域の状況を把握し、個人情報への保護に留意しながら、行政や社会福祉協議会との連携が必要です。仙北市は面積が広く、一人の担当区域が広範囲に及ぶため、活動に苦慮しているところがあります。

〈施策の方向〉

地域福祉では民生委員・児童委員の役割は重要で、日常的な見守り活動や助け合い活動を通して、行政や社会福祉協議会と連携し、要援護者等の安全確保と防災、防犯体制などの充実を図ります。

老人クラブ活動への支援

〈現 状〉

仙北市には、老人クラブ連合会が組織されており、49クラブに2,792人が加入し、趣味を生かした活動や交流活動、地域活動などの生きがい活動に取り組んでいます。

〈課 題〉

高齢者がその経験と知識を生かして活躍できることは、生きがいづくりにつながることから、積極的に社会参加できるような組織づくりが必要となります。しかし会員の高齢化が進む一方、新会員の確保が難しくなっていて、中心的役割を担う人材の育成が必要です。

〈施策の方向〉

高齢者が社会の一員として、生きがいに満ち、健康で活動的に暮らすことが、介護認定率の低下につながることから、老人クラブ連合会の自主的な活動が継続できるよう支援します。

シルバー人材センターへの支援

〈現 状〉

仙北市シルバー人材センターの登録者は、平成19年度は405人となっています。技術、技能等経験と知識を生かし、年間延べ約26,000人が就労しています。生涯現役を目指した活動が生きがいにつながることから、ハローワーク等関係機関と連携しています。

〈課 題〉

技術や技能等経験と知識を生かせる就労の場を確保するため、ハローワーク等と更なる連携をとり、シルバー人材センターの登録者を支援していく必要があります。

〈施策の方向〉

高齢者が生涯現役となり社会の一員となることから、生きがいに結びつくことからシルバー人材センターの登録者を支援していきます。



基本目標 2. 安心して暮らせる福祉サービスの充実

市民が安心して利用できるよう福祉サービスのニーズを把握し、高齢者や障がいのある人に優しい福祉サービスの充実を図るとともに、情報の提供に努めます。

(1) 情報提供

情報提供の充実

〈現 状〉

福祉サービスが多様化し、利用者が利用したいサービスを選択する制度となっていますが、制度を有効に利用できるよう広報やインターネット、また福祉サービス等をわかりやすく紹介したパンフレットを活用し周知に努めています。

また、音声コード作成ソフトを導入し、視覚障がいのある方等へ情報提供ができるよう活字読み上げ装置の普及に努めています。

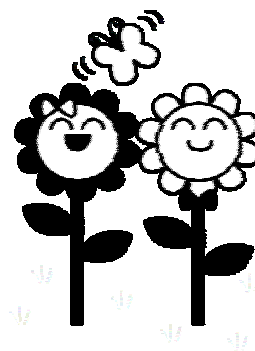
〈課 題〉

多様化する福祉サービスから利用者にあった選択をし利用するためには、サービスの内容などに関する情報が適切に提供されていることが必要です。

〈施策の方向〉

広報やインターネットを通して情報の周知に努め、また包括支援センターや障害者相談支援事業所等の相談窓口では体制の充実を図り、支援を必要とする人が気兼ねなく福祉サービスが利用できるような確かな情報の提供に努めます。

また、視覚障がい者や活字の読めない人のために導入した活字読み上げ装置を活用した取り組みを実施していきます。



(2) 相談体制

相談体制の充実

〈現 状〉

介護保険制度での要介護や要支援の高齢者について、介護支援専門員が保健・医療・福祉の各種サービスを結びつけるケアマネジメントを実施しています。また、障がいのある人が福祉サービスを利用する場合、障害者自立支援法に基づいたサービスを選択し利用しています。多様化する福祉サービスを利用するにあたり、介護を必要とする高齢者については介護支援専門員や包括支援センターが、障がいのある人は障害者相談支援事業所などが相談業務を実施しています。

その他、生活面での相談は社会福祉協議会と民生委員・児童委員及び専門相談員(司法書士、税理士)が連携し、相談所を設置し活動を行っています。

〈課 題〉

複雑化している福祉サービスを初めて利用する人にとっては、なじみのない用語や言葉が多く、戸惑いも見受けられます。制度を熟知し、的確な助言ができる人材の育成と、相談所の充実が求められています。

介護の必要な高齢者や障がいのある人は制度で定められていますが、これらに該当しない高齢者の相談窓口として高齢者支援相談員などの設置が望まれています。

地域に密着している民生委員と同様、社会福祉協議会が委嘱している福祉員の役割も期待されています。そのためには、対応できる知識を得るための研修の機会を増やし、相談相手としての育成が求められています。

〈施策の方向〉

高齢化が進み、また障がいのある人が増加の傾向にあることから、ますます相談体制の充実が望まれます。

高齢者の相談相手となる高齢者支援相談員などの設置や、社会福祉協議会が委嘱している福祉員の研修の充実を図り、地域との連携で、利用者が気軽に、より身近で相談できる体制を整え、市民が安心して暮らせる支援づくりに努めます。

(3) 福祉サービス

福祉サービスの充実と利用促進

〈現 状〉

高齢者等への介護保険サービスや障害者自立支援法による障害福祉サービスが提供されています。これらの制度は利用者が契約による利用制度になり事業者と対等な関係に基づきサービスを選択しています。

〈課 題〉

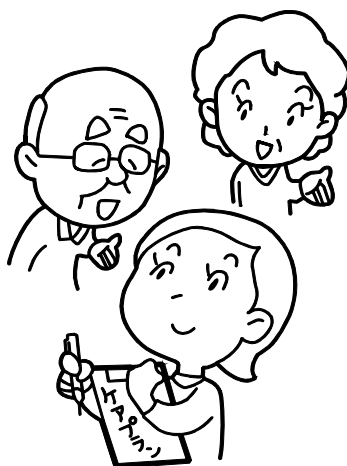
利用者が自分に合ったサービスを選択し利用するためには、事業者やサービスの内容などに関する情報が適切に、かつ質の良いサービス提供がされていることが必要です。

〈施策の方向〉

福祉サービスの多様化により、利用者にわかりやすい情報の提供が求められています。障害者相談支援事業所や包括支援センター等と連携をとり、わかりやすい情報提供に努めます。

また、民生委員・児童委員やケアマネージャー等と連携し、一人暮らしで体の弱い高齢者など、支援が必要なのに支援が届いていない人を把握するとともに、必要な情報の提供や適切な福祉サービスの利用へとつなげていきます。

サービス提供事業所では、スタッフの研修の機会を増やすなど、関係機関と連携し、質の高いサービスの提供に努めます。



基本目標 3. 地域福祉にふさわしい環境づくり

高齢者や障がいのある人が地域で生活する上で、見守られているという安心感がもてる環境の整備を推進していきます。

(1) 生活環境の整備

道路の整備

〈現 状〉

高齢による心身機能の低下や障がいのある人が、活動しやすい環境づくりが重要です。市民はもちろんのこと、「観光産業を生かしたまちづくり」を仙北市総合計画の基本理念としている仙北市は、1千万人の観光客が訪れるまちを目指していることから、地域の地理に不案内な観光客に対する配慮も必要です。観光客が多く訪れる角館武家屋敷はバリアフリーとなっていますが歩道と車道の区切りがなく、車いすを利用する人には優しい一面、視覚障がい者にとっては不都合な面もあります。また、田沢湖畔は歩道の整備が進んでいないため、歩行者には危険が伴うこともあります。車と歩行者が安心して利用できる、訪れた人たちへの配慮をした整備が必要です。

市道では歩道の新設や段差解消などの整備が進められていますが、今後も段階的に解消に努めています。

地域においては、老人クラブ等の団体が沿道にプランターの設置をし、地域社会の一員として活動しています。

自分たちの住む地域は自分たちできれいにしようという意識向上がみられ、沿道の草取り作業を実施する等、環境づくりに努めている地域が多くあります。

〈課 題〉

国立公園や県立自然公園の指定を受けている観光地域においては、国や県に環境整備を要請し、生活路線では歩行者に優しい道路整備が必要です。

市道においては、高齢者や障がいのある人などが暮らしやすい生活環境の整備が求められています。

〈施策の方向〉

仙北市は秋田県を代表する観光地であり、国立公園や県立自然公園の指定を受けている地域があります。国や県に環境の整備を要請するとともに、生活路線での高齢者や障がいのある人が安全に歩行できるよう、歩道の段差解消等を図り、環境整備に努めます。

除雪体制の確立

〈現 状〉

高齢者や障がいのある人が冬期間不安を持っていることの一つとして、除雪があります。地域や職場のボランティアで高齢者世帯や障がいのある人の世帯に対し除雪活動を実施しているところもあります。

〈課 題〉

高齢者や障がいのある人たちは、冬期間における地域生活において、除雪等に不安をもっています。不安のない環境づくりのため、地域と連携をとりながら、支援体制を構築することが求められています。

〈施策の方向〉

冬期間の除排雪作業は若い世代でも大変な作業であり、高齢者や障がいのある人にとっては大きな負担となっています。このような状況で一番力が発揮できるのは地域力となります。地域の活動を奨励し、またボランティア等と連携をとりながら支援体制を確立していきます。

交通の安全と確保

〈現 状〉

仙北市は南北に国道105号、国道341号が、東西に国道46号が通っています。鉄道ではJRと秋田内陸縦貫鉄道が通っています。

角館地区と田沢湖地区では、生活の足となる市民バスの運行を実施しており、西木地区においては民間バス会社による路線バスや秋田内陸縦貫鉄道の交通機関があります。

車の運転ができない高齢者に対し、一部の地区では乗り合いタクシーの運行を実施していません。西木地区ではNPO団体による高齢者移送支援が始まりました。

交通弱者とされる高齢者の足として、車は欠かせない交通手段であり、主に通院等で利用しています。

また、仙北市では介護認定を受けている人に外出支援サービス事業を実施し、寝たきりの要援護者を移送車両で送迎するサービスを無料で実施しています。

〈課 題〉

高齢者や障がいのある人など、誰もが気軽に出かけ活動ができるよう、公共交通体系の見直し等を行う必要があります。

また、高齢者が心身の衰えから状況判断の鈍化により、交通事故につながるケースもみられることから、交通安全意識の高揚を図る必要があります。

〈施策の方向〉

高齢者や障がいのある人などの交通確保について、現在運行している市民バスや乗り合いタクシーの現状を把握し、新たな交通システムの確立を検討していきます。

また、高齢者や障がいのある人など交通事故被害者とならないよう、老人クラブ等関係団体が中心となり実施する交通安全対策について支援をします。

災害時の体制整備

〈現 状〉

仙北市地域防災計画に基づき、緊急時に備えた対策を検討しています。その中でも特に要援護者の安全確保に関する計画は障害者自立支援協議会でも検討が重ねられ、援護を必要とする人が所持する防災カードや地域ネットワークについて話し合われています。

災害等の情報伝達手段として、田沢湖地域や西木地域には防災無線が整備されています。

また、観光客など地域に不慣れな方々にもわかりやすい避難場所の案内看板の設置に努めています。

〈課 題〉

災害に対する安全確保は、日頃より心がけが必要です。仙北市防災計画が策定され進められていますが、高齢者や障がいのある人などの安全を確保するための支援体制の確立が求められています。

〈施策の方向〉

災害時は高齢者や障がいのある人など要援護者の安全を確保するために、市や社会福祉協議会、地域、民生委員等と連携をとり、援助体制の確立に努めます。

災害時要援護者の実態把握

地域や民生委員等が要援護者の実態を把握することにより、手助けの必要な人たちの安否確認や安全な場所への誘導が可能となります。個人情報保護を踏まえ、民生委員や地域と連携をとり整備します。

地域とのネットワークづくり

要援護者が安全な場所へ避難するためには、地域や民生委員等の協力は必要不可欠です。地域で災害時に協力できる人材の確保と防犯や防災に関する意識高揚の啓発に努め、社会福祉協議会や民生委員等と協力し、要援護者の避難体制づくりを促進します。

防災カードの作成

要援護者が災害発生時危険にさらされることが予想されることから、仙北市障害者自立支援協議会で防災カードの作成について検討しています。要援護者は自らがこのカードを事前に作成し、日頃から所持し、援護を必要とする意思表示が必要です。いざという時のために、この防災カードの周知に努めます。

医療の充実

〈現 状〉

仙北市には市立病院が角館と田沢湖に、また診療所が田沢湖・西木地域に併せて4カ所あります。市内の開業医は内科・外科を中心として12医院あります。

田沢湖病院は救急車の受け入れを実施していないため、地域住民は不安を抱いています。そのような中で、田沢湖病院では夕暮れ診療や緊急時の患者に対し、時間を決めて市民サービスを行っています。

医療機関では互いに連携をとり、患者一人ひとりが かかりつけ医を持つことにより、更に安心できる医療となってきました。

〈課 題〉

医療体制の確立のため、医療機関では共に連携を強めることが求められます。

また、市民は病院と開業医の役割を理解し、疾病の予防・早期発見のため、保健事業及び介護予防事業などへの積極的な参加がますます求められます。

〈施策の方向〉

全国的に医師不足が問題化し、仙北市も例外なく大きな問題となっています。医師の確保と医療の充実に努め、高齢者や障がいのある人など、安心して暮らせる医療体制を検討していきます。

また、なお一層、病院と開業医間の連携を深め、安心して暮らせる医療体制を目指します。

予防医学の観点から、保健課や包括支援センターは関係機関と連携を図りながら、患者の健康な生活習慣の確立に向けて指導を充実するとともに、保健事業や介護予防事業などへの協力を通して市民の啓発に取り組みます。

かかりつけ医

家族の日常的な診療や健康管理をしてくれる身近な医者。(診療所は通院による治療を病院は入院による治療を主な目的とします。)



2. 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくため、次のような取り組みを図ります。

(1) 計画推進体制の整備

本計画の円滑な推進を図るため、事業の進捗状況の把握や事業の評価・検証を行い、計画の改訂時期には見直しを図ります。

また、庁内の関係課等の連携を図るため、必要に応じて随時調整会議を開催します。

(2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会で策定した「仙北市地域福祉活動計画」と連携した地域福祉を推進します。

(3) 各機関等との連携

社会福祉協議会のほか関係機関や団体等が連携し、要援護者の把握と適切な対応を図るため、地域に根ざした支え合いのネットワークを構築します。

(4) 人材の育成

青少年から高齢者までの幅広い一人ひとりには、多様な技能や技術、知識、経験等を持った人材が豊富にいます。市民一人ひとりの持つ能力等を生かし、地域ぐるみの福祉が実現されるよう、ボランティア活動等への参画機会の確保や活動への支援、福祉人材の育成、人材の発掘・確保を図ります。



資 料

地域福祉を支える関連機関一覧

(1) 社会福祉協議会

名 称	所 在 地	電話番号
仙北市社会福祉協議会	仙北市角館町小勝田間野54-5	0187-52-1624
角 館 支 所	仙北市角館町小勝田間野54-5	0187-54-2493
田 沢 湖 支 所	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後39	0187-43-1368
西 木 支 所	仙北市西木町桧木内字高屋110-2	0187-48-2940

(2) 民生委員・児童委員

名 称	所 在 地	電話番号
仙北市民生児童委員 協議会事務局	仙北市西木町上荒井字古堀田47	0187-43-2288
仙北市角館町民生児童 委員協議会事務局	仙北市角館町東勝楽丁19	0187-43-3309
仙北市田沢湖民生児童 委員協議会事務局	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30	0187-43-1115
仙北市西木町民生児童 委員協議会事務局	仙北市西木町上荒井字古堀田47	0187-43-2288

(3) ボランティアセンター

名 称	所 在 地	電話番号
仙北市社会福祉協議会 ボランティアセンター	仙北市角館町小勝田間野54-5	0187-52-1624

(4) 保育園

名 称	定員	所 在 地	電話番号
生保内保育園	120	仙北市田沢湖生保内字武蔵野117-263	0187-43-1025
神代保育園	100	仙北市田沢湖神代字珍重屋敷89-3	0187-44-2502
角館保育園	190	仙北市角館町中菅沢91-1	0187-53-2918
白岩小百合保育園	60	仙北市角館町白岩上西野93-1	0187-54-1083
角館西保育園	60	仙北市角館町雲然田中437-2	0187-53-2522
中川保育園	45	仙北市角館町川原羽黒堂324-1	0187-53-2404
にこにこ保育園	90	仙北市西木町門屋字六本杉2-1	0187-47-2525
ひのきない保育園	50	仙北市西木町桧木内字高屋137	0187-48-2345
かみひのきない保育園	15	仙北市西木町上桧木内字大森37	0187-49-2034

(5) 子育て支援センター

名 称	所 在 地	電話番号
だしっこルーム	仙北市田沢湖生保内字武蔵野117-263	0187-43-1025
わかばルーム	仙北市田沢湖神代字珍重屋敷89-3	0187-44-2502
いちごルーム	仙北市角館町中菅沢91-1	0187-53-2918
なかよしルーム	仙北市西木町門屋字六本杉2-1	0187-47-2525
さくらんぼルーム	仙北市西木町松木内字高屋137	0187-48-2345

(6) 児童館

名 称	所 在 地	電話番号
東前郷児童館	仙北市田沢湖角館東前郷字折橋87-3	-
北卒田児童館	仙北市田沢湖卒田字上真崎野360-3内	-
鎧畑児童館	仙北市田沢湖田沢字鎧畑64-1内	-
武蔵野児童館	仙北市田沢湖生保内字武蔵野105-1内	-
造道児童館	仙北市田沢湖生保内字造道36内	-
男坂児童館	仙北市田沢湖生保内字街道ノ上6-3	-
荒川尻児童館	仙北市田沢湖神代字戸伏松原455	-
上武蔵野児童館	仙北市田沢湖生保内字武蔵野117-141	-
先達野児童館	仙北市田沢湖生保内字下高野61-19	-
中川児童館	仙北市角館町川原羽黒堂259	0187-53-2434
角館児童館	仙北市角館町田町上丁69-1	0187-54-2780

(7) 障害福祉サービス事業所

設置主体	事業所名	サービス種類	
		介護給付	訓練等給付
社会福祉協議会	仙北市社会福祉協議会 田沢湖ヘルパーステーション 住所: 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後39 電話: 0187 - 43 - 1318	重度訪問 居宅介護	
	仙北市社会福祉協議会 角館ヘルパーステーション 住所: 仙北市角館町小勝田間野54-5 電話: 0187-54-2493	重度訪問 居宅介護	
県南訪問介護 支援事業所	サポートセンター若杉 住所: 仙北市角館町上菅沢2-18 電話: 0187-52-2600	重度訪問 居宅介護	
秋田ふくし ハートネット	愛仙さくら 住所: 仙北市角館町大風呂1-1 電話: 0187-54-3044		就労継続B

設置主体	事業所名	サービス種類	
		介護給付	訓練等給付
秋田ふくし ハートネット	ハートコーポくら 住所: 仙北市角館町雲然荒屋敷290-1 電話: 0187-55-5160		GH
	愛仙にじ 住所: 仙北市西木町門屋字漆原93-4 電話: 0187-47-3001	生活 介護	就労 継続B

サービスの種類	居宅 介護	居宅介護(ホームヘルプ)
	重度 訪問	重度訪問介護
	生活 介護	生活介護
	就労 継続B	就労継続支援B型
	GH	共同生活援助(グループホーム)

(8) 相談支援事業所

設置主体	事業所名	所在地	電話番号
秋田ふくしハートネット	愛仙	仙北市角館町大風呂1-1	0187-54-2422
仙北市	仙北市障害者 相談支援事業所	仙北市西木町上荒井 字古堀田47	0187-43-2288

(9) 仙北市包括支援センター

名称	所在地	電話番号
仙北市包括支援センター	仙北市西木町上荒井字古堀田47	0187-43-2283

(10) 高齢者施設等

事業者名	事業所名	サービス種類
仙北市	角館寿楽荘 住所: 仙北市角館町菅沢21-15 電話: 0187-53-2870	養護 老人ホ 80
さわやか倶楽部	(介護付)さわやか桜館 住所: 仙北市角館町西長野中泊126-2 電話: 0187-52-0003	有料 老人ホ 80

事業者名	事業所名	サービス種類
県南ケアシステム	(住宅型)若杉 住所:仙北市角館町上菅沢2-17 電話:0187-52-1180	有料 老人ホ 24
県南ふくし会	ケアハウスゆっ栗館 住所:仙北市西木町桧木内字松葉232 電話:0187-58-2100	ケア ハウス 15

サービス種類の下段:定員

サービスの種類

養護 老人ホ	養護老人ホーム
有料 老人ホ	有料老人ホーム
ケア ハウス	ケアハウス(軽費老人ホーム)

(11) 居宅介護サービス

事業者名	事業所名	サービスの種類
仙北市	田沢湖居宅介護支援事業所 住所:仙北市田沢湖生保内字浮世坂20 電話:0187-43-9072	居宅 介護
	角館居宅介護支援事業所 住所:仙北市角館町菅沢15-1 電話:0187-52-1215	居宅 介護
	仙北市田沢湖デイサービスセンター 住所:仙北市田沢湖神代 字野中清水292-1 電話:0187-44-2700	通所 介護
	市立田沢湖病院 住所:仙北市田沢湖生保内 字浮世坂17-1 電話:0187-43-1131	訪問 リハ
	仙北市介護老人保健施設にしき園 住所:仙北市西木町門屋字屋敷田100 電話:0187-47-3211	通所 リハ 短期 療養
	かくのだて桜苑短期入所生活介護事業所 住所:仙北市角館町菅沢15-1 電話:0187-54-3055	短期 入所

事業者名	事業所名	サービスの種類
社会福祉協議会	仙北市社会福祉協議会 田沢湖ケアマネステーション 住所: 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後39 電話: 0187-43-1318	居宅 介護
	仙北市社会福祉協議会 田沢湖ヘルパーステーション 住所: 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後39 電話: 0187-43-1318	訪問 介護
	仙北市社会福祉協議会 角館ケアマネステーション 住所: 仙北市角館町小勝田間野54-5 電話: 0187-54-2493	居宅 介護
	仙北市社会福祉協議会 角館ヘルパーステーション 住所: 仙北市角館町小勝田間野54-5 電話: 0187-54-2493	訪問 介護
	仙北市社会福祉協議会 訪問入浴ステーション 住所: 仙北市角館町小勝田間野54-5 電話: 0187-54-2493	訪問 入浴
	仙北市社会福祉協議会 田町デイサービスセンター 住所: 仙北市角館町田町上丁35-1 電話: 0187-54-4224	通所 介護
	仙北市社会福祉協議会 西木ケアマネステーション 住所: 仙北市西木町桧木内字高屋110-2 電話: 0187-48-2940	居宅 介護
こまくさ苑	介護老人保健施設田沢の郷 住所: 仙北市田沢湖生保内字上清水698 電話: 0187-58-0112	訪問 リハ 短期 療養 通所 リハ
NPOののはな	居宅介護支援事業所NPOののはな 住所: 仙北市田沢湖卒田字北竹原96 電話: 0187-44-3836	居宅 介護
	訪問介護事業所NPOののはな 住所: 仙北市田沢湖卒田字北竹原96 電話: 0187-44-3836	訪問 介護

事業者名	事業所名	サービスの種類
NPOののはな	デイサービスセンターNPOののはな 住所:仙北市田沢湖卒田字北竹原96 電話:0187-44-3836	通所 介護
菅原	デイサービスセンターひなた 住所:仙北市田沢湖生保内字下高野73-16 電話:0187-46-2829	通所 介護
	ショートステイひだまり 住所:仙北市田沢湖生保内字下高野73-73 電話:0187-46-2870	短期 入所
	デイサービスセンターあさひ 住所:仙北市角館町上菅沢168-1 電話:0187-54-4000	通所 介護
デイサービスふるさと	デイサービスふるさと通所介護事業所 住所:仙北市田沢湖角館東前郷 字杉林172-1 電話:0187-44-3453	通所 介護
県南ふくし会	特別養護老人ホームたざわこ清眺苑 住所:仙北市田沢湖生保内字下高野72-73 電話:0187-46-2320	短期 入所
	デイサービス角館さくらさくら 住所:仙北市角館中菅沢84 電話:0187-55-1117	通所 介護
	清流苑居宅介護支援センター 住所:仙北市西木町桧木内字松葉232 電話:0187-58-2101	居宅 介護
	清流苑ホームヘルプ 住所:仙北市西木町桧木内字松葉232 電話:0187-58-2105	訪問 介護
	清流苑短期入所生活介護事業所 住所:仙北市西木町桧木内字松葉232 電話:0187-58-2100	短期 入所
	ハッピーデイ西木 住所:仙北市西木町桧木内字松葉232 電話:0187-58-2102	通所 介護
たんぼぼ	たんぼぼ 住所:仙北市角館町園田別当村211 電話:0187-52-2540	訪問 介護

事業者名	事業所名	サービスの種類
たんぼぼ	デイホームたんぼぼ 住所:仙北市角館町川原太田59 電話:0187-54-2718	通所 介護
県南ケアシステム	居宅介護支援事業所県南 住所:仙北市角館町上菅沢2-18 電話:0187-54-2215	居宅 介護
	県南訪問介護事業所 住所:仙北市角館町上菅沢2-18 電話:0187-52-1280	訪問 介護
	県南入浴サービス 住所:仙北市角館町上菅沢2-18 電話:0187-52-1280	訪問 入浴
	デイサービス若杉 住所:仙北市角館町上菅沢2-18 電話:0187-52-2600	通所 介護
	ショートステイ若杉 住所:仙北市角館町上菅沢2-18 電話:0187-52-2600	短期 入所
水谷	コミュニティ - ケアきたうら 住所:仙北市角館町中菅沢77-16 電話:0187-55-5157	居宅 介護
平和観光タクシー	平和ケアセンター 住所:仙北市角館町上新町25-5 電話:0187-54-3156	訪問 介護
角館観光タクシー	角館観光タクシー(株) 住所:仙北市角館町横町42-1 電話:0187-54-1144	訪問 介護
さわやか倶楽部	有料老人ホームさわやか桜館 住所:仙北市角館町西長野中泊126-2 電話:0187-52-0003	短期 入所
ほのか	ほのか訪問介護事業所 住所:仙北市西木町門屋字六本杉66-15 電話:0187-52-5570	訪問 介護

サービスの種類

居宅介護	居宅介護支援
訪問介護	訪問介護(ホームヘルプサービス)
訪問入浴	訪問入浴介護
通所介護	通所介護(デイサービス)
通所リハ	通所リハビリテーション(デイケア)
訪問リハ	訪問リハビリテーション
短期入所	短期入所生活介護(ショートステイ)
短期療養	短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

(12) 施設サービス

設置主体	事業所名	サービス種類
仙北市	特別養護老人ホームかくのだて桜苑 住所: 仙北市角館町菅沢15-1 電話: 0187-54-3055	特養老ホ 54
	介護老人保健施設にしき園 住所: 仙北市西木町門屋字屋敷田100 電話: 0187-47-3211	老人保健 100
県南ふくし会	特別養護老人ホームたざわこ清眺苑 住所: 仙北市田沢湖生保内字下高野72-73 電話: 0187-46-2320	特養老ホ 50
	特別養護老人ホーム清流苑 住所: 仙北市西木町桧木内字松葉232 電話: 0187-58-2100	特養老ホ 50
こまくさ苑	介護老人保健施設田沢の郷 住所: 仙北市田沢湖生保内字上清水698 電話: 0187-58-0112	老人保健 100

サービス種類の下段: 定員

サービスの種類

特養老ホ

介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム)

老人保健

介護老人保健施設
(老人保健施設)

(13) 地域密着型サービス

設置主体	事業所名	サービス種類
生保内福祉会	グループホーム優優 住所:仙北市田沢湖生保内字街道ノ上36-8 電話:0187-43-3077	認知症GH 18
こまくさ苑	認知症対応型共同生活介護事業所 田沢の家 住所:仙北市田沢湖生保内字上清水698 電話:0187-43-9004	認知症GH 9
大曲仙北介護 支援事業所	有料老人ホームふれあいの家 住所:仙北市田沢湖卒田字荒町49-7 電話:0187-44-3877	地域密着 特定施設 12
	グループホーム桐花荘 住所:仙北市田沢湖小松字荒床33-1 電話:0187-44-3037	認知症GH 9
たんぼぼ	グループホームたんぼぼ 住所:仙北市角館町菌田別当村211 電話:0187-52-2622	認知症GH 9
白岩の郷	グループホーム花みづき 住所:仙北市角館町白岩下西野1 電話:0187-55-5272	認知症GH 18
県南ふくし会	ピアホームかたくりの里 住所:仙北市西木町松木内字高屋91-1 電話:0187-58-2066	認知症GH 9

サービス種類の下段:定員

サービスの種類

地域密着
特定施設

地域密着型特定施設
入居者生活介護

認知症GH

認知症対応型共同生活介護
(認知症高齢者グループホーム)

(14) 介護予防サービス

設置主体	事業所名	サービス種類
仙北市	仙北市包括支援センター 住所:仙北市西木町上荒井字古堀田47 電話:0187-43-2283	介護予防 支援
	仙北市田沢湖デイサービスセンター 住所:仙北市田沢湖神代字野中清水292-1 電話:0187-44-2700	介護予防 通所介護
	仙北市かくのだて桜苑短期 入所生活介護事業所 住所:仙北市角館町菅沢15-1 電話:0187-54-3055	介護予防 短期生活介護
	仙北市介護老人保健施設にしき園 住所:仙北市西木町門屋字屋敷田100 電話:0187-47-3211	介護予防 通所リハ
社会福祉協議会	仙北市社会福祉協議会 田沢湖ヘルパーステーション 住所:仙北市田沢湖生保内字宮ノ後39 電話:0187-43-1318	介護予防 訪問介護
	仙北市社会福祉協議会 角館ヘルパーステーション 住所:仙北市角館町小勝田間野54-5 電話:0187-54-2493	介護予防 訪問介護
	仙北市社会福祉協議会 訪問入浴ステーション 住所:仙北市角館町小勝田間野54-5 電話:0187-54-2493	介護予防 入浴介護
	仙北市社会福祉協議会 田町デイサービスセンター 住所:仙北市角館町田町上丁35-1 電話:0187-54-4224	介護予防 通所介護
県南ケアシステム	県南訪問介護事業所 住所:仙北市角館町上菅沢2-18 電話:0187-52-1280	介護予防 訪問介護
	県南入浴サービス 住所:仙北市角館町上菅沢2-18 電話:0187-52-1280	介護予防 入浴介護
	デイサービス若杉 住所:仙北市角館町上菅沢2-18 電話:0187-52-2600	介護予防 通所介護

設置主体	事業所名	サービス種類
県南ケアシステム	ショートステイ若杉 住所:仙北市角館町上菅沢2-18 電話:0187-52-2600	介護予防 短期生活介護
県南ふくし会	仙北市田沢湖短期入所生活介護事業所 住所:仙北市田沢湖生保内字下高野73-39 電話:0187-46-2320	介護予防 短期生活介護
	デイサービス角館さくらさくら 住所:仙北市角館町中菅沢84 電話:0187-55-1117	介護予防 通所介護
	ハッピーデイ西木 住所:仙北市西木町桧木内字松葉232 電話:0187-58-2102	介護予防 通所介護
	特別養護老人ホーム清流苑 住所:仙北市西木町桧木内字松葉232 電話:0187-58-2100	介護予防 短期生活介護
	清流苑ホームヘルプ 住所:仙北市西木町桧木内字松葉232 電話:0187-58-2105	介護予防 訪問介護
	ピアホームかたくりの里 住所:仙北市西木町桧木内字高屋91-1 電話:0187-58-2066	介護予防 認知生活介護
こまくさ苑	介護老人保健施設田沢の郷 住所:仙北市田沢湖生保内字上清水698 電話:0187-58-0112	介護予防 訪問リハ 介護予防 通所リハ 介護予防 短期療養介護
	認知症対応型共同生活介護事業所 田沢の家 住所:仙北市田沢湖生保内字上清水698 電話:0187-43-9004	介護予防 認知生活介護
菅原	デイサービスセンターひなた 住所:仙北市田沢湖生保内字下高野73-16 電話:0187-46-2829	介護予防 通所介護
	ショートステイひだまり 住所:仙北市田沢湖生保内字下高野73-73 電話:0187-46-2870	介護予防 短期生活介護
	デイサービスセンターあさひ 住所:仙北市角館町上菅沢168-1 電話:0187-54-4000	介護予防 通所介護

設置主体	事業所名	サービス種類
NPOののはな	訪問介護事業所NPOののはな 住所:仙北市田沢湖卒田字北竹原96 電話:0187-44-3836	介護予防 訪問介護
	デイサービスセンターNPOののはな 住所:仙北市田沢湖卒田字北竹原96 電話:0187-44-3836	介護予防 通所介護
デイサービスふるさと	デイサービスふるさと通所介護事業所 住所:仙北市田沢湖角館東前郷 字杉林172-1 電話:0187-44-3453	介護予防 通所介護
生保内福祉会	グループホーム優優 住所:仙北市田沢湖生保内字街道ノ上36-8 電話:0187-43-3077	介護予防 認知生活介護
大曲仙北介護 支援事業所	グループホーム桐花荘 住所:仙北市田沢湖小松字荒床33-1 電話:0187-44-3037	介護予防 認知生活介護
たんぼぼ	たんぼぼ 住所:仙北市角館町藪田別当村211 電話:0187-52-2540	介護予防 訪問介護
	デイホームたんぼぼ 住所:仙北市角館町川原太田59 電話:0187-54-2718	介護予防 通所介護
	グループホームたんぼぼ 住所:仙北市角館町藪田別当村211 電話:0187-52-2622	介護予防 認知生活介護
平和観光タクシー	平和ケアセンター 住所:仙北市角館町上新町25-5 電話:0187-54-3156	介護予防 訪問介護
さわやか倶楽部	さわやか桜館 住所:仙北市角館町西長野中泊126-2 電話:0187-52-0003	介護予防 短期生活介護 介護予防 特定生活介護
白岩の郷	グループホーム花みづき 住所:仙北市角館町白岩下西野103 電話:0187-55-5272	介護予防 認知生活介護
ほのか	ほのか訪問介護事業所 住所:仙北市西木町門屋字六本杉66-15 電話:0187-52-5570	介護予防 訪問介護

サービスの種類

介護予防 支 援	介護予防支援
介護予防 訪問介護	介護予防訪問介護
介護予防 入浴介護	介護予防訪問入浴介護
介護予防 訪問看護	介護予防訪問看護
介護予防 訪問リハ	介護予防訪問リハビリテーション
介護予防 通所介護	介護予防通所介護
介護予防 通所リハ	介護予防通所リハビリテーション
介護予防 短期生活介護	介護予防短期入所生活介護
介護予防 短期療養介護	介護予防短期入所療養介護
介護予防 特定生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
介護予防 認知生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護

(15) 医療機関

医療機関名	主な診療科	休診日
市立田沢湖病院 住所：仙北市田沢湖生保内字浮世坂17-1 電話：0187-43-1131	内科・外科・皮膚科・整形外科 外科・脳神経外科・神経内科・ 循環器内科・呼吸器内科・ 泌尿器科・アレルギー科・耳 鼻いんこう科	土曜・日曜・祝祭日 年末年始
市立角館総合病院 住所：仙北市角館町上野18 電話：0187-54-2111	内科・精神神経科・小児科・ 外科・整形外科・脳神経外 科・泌尿器科(人工透析)・産 婦人科・眼科・耳鼻いんこう 科・歯科・皮膚科	土曜・日曜・祝祭日 年末年始
国民健康保険神代診療所 住所：仙北市田沢湖神代字野中清水216-4 電話：0187-44-2118	内科・呼吸器内科・小児科	土曜・日曜・祝祭日 年末年始 水・木曜の午後
国民健康保険田沢診療所 住所：仙北市田沢湖田沢字高野137-1 電話：0187-42-2211	内科・呼吸器科	火曜(午後)を除いた日
西明寺診療所 住所：仙北市西木町門屋字百目木319-1 電話：0187-47-2123	内科・外科・泌尿器科	土曜・日曜・祝祭日 火・金曜の午後
桧木内診療所 住所：仙北市西木町桧木内字松葉232 電話：0187-48-2780	内科・外科・泌尿器科	火曜・金曜を除いた日
かとうファミリークリニック 住所：仙北市田沢湖生保内字浮世坂74-1 電話：0187-43-2123	内科・胃腸科・内視鏡科・小 児科・アレルギー科・循環器 科・呼吸器科	日曜・祝祭日
高橋医院 住所：仙北市田沢湖生保内字街道ノ上65 電話：0187-43-1515	内科・アレルギー科・小児科	日曜・祝祭日・盆・正月
神代中通診療所 住所：仙北市田沢湖卒田字早稲田425-1 電話：0187-44-3913	内科	隔週の火曜を除いた日
橋本整形外科医院 住所：仙北市田沢湖小松字城廻91-2 電話：0187-54-1255	整形外科	日曜・祝祭日 水・土曜の午後
今村内科循環器科医院 住所：仙北市角館町田町上丁3 電話：0187-53-2510	内科・循環器内科	日曜・祝祭日 土曜の午後
おおさわ胃腸科内科クリニック 住所：仙北市角館町中菅沢92-20 電話：0187-52-1133	内科・消化器内科	日曜・祝祭日 第2・4土曜日 水・土曜の午後

医療機関名	主な診療科	休診日
大野医院 住所：仙北市角館町東勝楽丁17 電話：0187-53-2066	内科・耳鼻いんこう科	日曜・祝祭日 土曜の午後
鬼川医院 住所：仙北市角館町田町下丁17 電話：0187-54-2061	整形外科・リハビリテーション科・眼科	日曜・祝祭日
佐藤医院 住所：仙北市角館町下新町13 電話：0187-54-2055	内科・小児科・外科・皮膚科	土曜午後 日曜・祝祭日
菅原医院 住所：仙北市角館町田町上丁65 電話：0187-54-2052	耳鼻いんこう科	日曜・祝祭日 土曜の午後
長山眼科医院 住所：仙北市角館町中菅沢45-2 電話：0187-56-2626	眼科	日曜・祝祭日 水・土曜の午後
(医)むつみ会野々部外科内科医院 住所：仙北市角館町田町上丁52-1 電話：0187-54-2337	外科・内科・胃腸科	日曜・祝祭日

平成21年4月1日現在で予定されている関連機関一覧です。

仙北市地域福祉計画策定委員名簿

番号	選出区分	氏名	機関・団体
1	福祉サービス 事業関係者	久米 力	NPO秋田ふくしハートネット
2	〃	門脇 美以子	西木ケアマネステーション
3	〃	中田 一美	県南ふくし会ハッピーデイ西木
4	社会福祉関係者	桃園 豊弘	仙北市民生委員・児童委員
5	〃	伊藤 弘昭	仙北市社会福祉協議会
6	地域活動 団体代表	浦山 久二	NPO田沢村
7	〃	八柳 久美子	かたくり保存会
8	保健医療関係者	茂木 世輝子	角館総合病院
9	学識経験者	黒坂 源悦	農業
10	〃	鈴木 勝一	だしのこ園園長
11	行政	武藤 真利子	仙北市福祉事務所長寿子育て課
12	〃	伊藤 静子	〃 包括支援センター
13	〃	熊谷 直人	〃 保健課

順不同、敬称略

事務局

1	事務局	田口 陽三	福祉事務所社会福祉課
2	〃	成田 祐子	〃 〃
3	〃	雲雀 昭彦	〃 〃
4	〃	高橋 広子	〃 〃